

令和6年8月29日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第 78号から 日程第36 議案第111号まで	6頁
○監査委員の審査意見の報告	7頁
○委員会付託省略の議決	9頁
○休会の件	9頁
○散会宣告	10頁

令和6年9月2日（月曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○開議宣告	13頁
○日程第 1 一般質問	13頁
3番 伊藤雅輝議員	13頁
1番 花田勝暁議員	23頁
12番 成田和美議員	39頁
8番 秋田幸保議員	43頁

○散会宣告	49頁
-------	-----

令和6年9月3日（火曜日）第3号

○議事日程	51頁
○本日の会議に付した事件	51頁
○出席議員	51頁
○欠席議員	51頁
○説明のため出席した者	51頁
○職務のため出席した事務局職員	52頁
○開議宣告	54頁
○日程第 1 一般質問	54頁
16番 平山秀直議員	54頁
9番 藤森真悦議員	65頁
2番 和田祐治議員	84頁
17番 桑田哲明議員	94頁
○散会宣告	107頁

令和6年9月4日（水曜日）第4号

○議事日程	109頁
○本日の会議に付した事件	109頁
○出席議員	109頁
○欠席議員	109頁
○説明のため出席した者	109頁
○職務のため出席した事務局職員	110頁
○開議宣告	111頁
○諸般の報告	111頁
○日程第 1 議案第112号及び	
日程第 2 議案第113号並びに	
日程第 3 議案第 78号から議案第109号まで	111頁
○休会の件	112頁
○散会宣告	112頁

令和6年9月12日（木曜日）第5号

○議事日程	113頁
○本日の会議に付した事件	115頁
○出席議員	115頁
○欠席議員	115頁
○説明のため出席した者	115頁
○職務のため出席した事務局職員	116頁
○開議宣告	117頁
○日程第 1 議案第 99号から 日程第 3 議案第109号まで	117頁
○日程第 4 議案第101号から 日程第10 議案第113号まで	119頁
○日程第11 議案第103号及び 日程第12 議案第104号	122頁
○日程第13 議案第 78号から 日程第34 議案第112号まで	124頁
○日程第35 議員派遣の件	125頁
○市長挨拶	126頁
○閉会宣告	126頁
署名	127頁
参考資料	
○議決結果表	129頁
○会期及び日程	133頁
○一般質問通告表	135頁
○議案付託区分表	139頁
○予算決算特別委員長報告資料	141頁

令和6年五所川原市議会第6回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

令和6年8月29日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 79号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 80号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 81号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 82号 令和5年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 83号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 84号 令和5年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 85号 令和5年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 86号 令和5年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 87号 令和5年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 88号 令和5年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 89号 令和5年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 90号 令和5年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 91号 令和5年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- 第17 議案第 92号 令和5年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第18 議案第 93号 令和5年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第19 議案第 94号 令和5年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第20 議案第 95号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第 96号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第 97号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第 98号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第 99号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第100号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第101号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第102号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第103号 市道路線の認定について
- 第29 議案第104号 市道路線の認定について
- 第30 議案第105号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第31 議案第106号 西北五環境整備事務組合の解散について
- 第32 議案第107号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第33 議案第108号 西北五環境整備事務組合規約の変更について
- 第34 議案第109号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 第35 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第36 議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（25名）

市	長	佐々木	孝昌
総務部	長	長谷川	哲
財政部	長	鎌田	寿
民生部	長	三橋	大輔
福祉部	長	片山	善一朗
経済部	長	川浪	治
建設部	長	赤城	一
上下水道部	長	平野	聡史
会計管理者		中谷	吉範
教育長		原	真紀
教育部	長	藤原	弘明
選挙管理委員会	委員長	中谷	昌志

選挙管理委員会 事務局 局長	鳴 海 新 一
監 査 委 員 監 査 委 員 事 務 局 長	小田桐 宏 之 岡 田 正 人
農業委員会会長 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	森 義 博 一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
国保年金課長	藤 田 幸 大
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和6年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、17番、桑田哲明議員、18番、鳴海初男議員、19番、山田善治議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月12日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第10号から報告第14号までの5件の報告がありました。

また、教育委員会より令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出が、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---



◎日程第 3 議案第 78号から

日程第36 議案第111号まで

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第36、議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの34件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、改めておはようございます。令和6年五所川原市議会第6回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第78号から議案第94号までの17件は、令和5年度各会計決算の認定についてであります。各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものであります。

議案第95号は、令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億4,879万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ323億4,105万2,000円とするものであります。青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用した各種事業、ふるさと納税に係る業務委託料及びふるさと基金への積立金並びに立佞武多の館大規模改修事業等の費用を計上するものであります。

議案第96号は、令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,104万円とするものであります。

議案第97号は、令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,619万9,000円とするものであります。

議案第98号は、令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,952万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,573万4,000円とするものであります。

議案第99号は、五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。コミュニティセンター栄の建て替えに伴い、所在地を変更するため提案するものであります。

議案第100号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであ

ります。毘沙門集会所を廃止するため提案するものであります。

議案第101号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和6年12月2日より健康保険の被保険者証が廃止され、個人番号カードと一体化されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第102号は、五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和7年4月より三好小学校を五所川原小学校へ統合し、三好小学校を令和6年度で閉校するため提案するものであります。

議案第106号は、西北五環境整備事務組合の解散についてであります。地方自治法第288条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号は、西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第108号は、西北五環境整備事務組合規約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第109号は、つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第110号及び議案第111号は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として長内一氏、工藤文久氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎監査委員の審査意見の報告

○木村清一議長 次に、監査委員より審査意見の概要について説明を求めます。

監査委員。

○小田桐宏之監査委員 一登壇一

市長より審査に付されました令和5年度五所川原市一般会計、特別会計及び五所川原市公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計の決算についてであります。歳入歳出予算額347億1,208万1,712円に対し、歳入決算額は346億6,089万8,404円、歳出決算額は326億4,545万

6,734円となり、その差引き残額は20億1,544万1,670円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から十三財産区特別会計までの13の特別会計の決算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額144億9,868万円に対し、歳入決算額は147億4,367万1,645円、歳出決算額は142億4,744万3,585円となり、その差引き残額は4億9,622万8,060円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計の決算についてであります。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3会計の決算額についてであります。消費税抜きで表している損益計算書に基づき御報告いたします。

水道事業会計では、収益的収入の決算額が13億7,910万8,976円、収益的支出の決算額が13億2,888万6,817円となり、純利益が5,022万2,159円となっております。

次に、工業用水道事業会計では収益的収入の決算額が1億1,118万9,782円、収益的支出の決算額が1億1,722万9,694円となり、純損失が603万9,912円となっております。

次に、下水道事業会計では収益的収入の決算額が7億3,961万9,818円、収益的支出の決算額が9億2,629万9,867円となり、純損失が1億8,668万49円となっております。

以上が決算額の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては決算審査意見書のとおりでございますので、よろしく御願いたします。

---

○木村清一議長 市長より再度提案理由の説明をお願いします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

議案第103号から議案第105号まで読み飛ばしがありましたので、改めて3案について御説明を申し上げます。

議案第103号及び議案第104号は、いずれも市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第105号は、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるも

のであります。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第35、議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第36、議案第111号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件は委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○木村清一議長 議案第110号及び議案第111号の2件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてでありますので、一括で審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第110号及び議案第111号の2件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は同意されました。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明30日は議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明30日は休会することに決しました。

なお、8月31日及び9月1日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、

次回は9月2日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散会

令和6年五所川原市議会第6回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

令和6年9月2日（月）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 3番 伊藤 雅輝 議員
  - 1番 花田 勝暁 議員
  - 12番 成田 和美 議員
  - 8番 秋田 幸保 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員  | 2番 和田 祐治 議員  |
| 3番 伊藤 雅輝 議員  | 4番 木村 清一 議員  |
| 5番 高橋 美奈 議員  | 6番 藤田 成保 議員  |
| 7番 金谷 勝 議員   | 8番 秋田 幸保 議員  |
| 9番 藤森 真悦 議員  | 10番 黒沼 剛 議員  |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員  | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 |              |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
事 務 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
事 務 局 長	
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健康推進課長	古 川 竜 大
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	川 口 均
建築住宅課長	佐 藤 勝
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也
スポーツ振興 課 長	村 元 宏 禎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛にお願いします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合は、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

今日は、ちょっと中蒸しますんで、上着は脱いでも結構ですんで。

それでは、3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 皆さん、おはようございます。自民公明クラブ、伊藤雅輝でございます。それでは、通告に従いまして、令和6年第6回定例会での一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、にこにこ温泉しうらの今後の見通しについてです。先月の新聞によりますと、隣の中泊町の温泉複合施設、湯らぱーくにおいて、2月の開業以来、入館者数が5万人を記録したと載っています。また、毎月多くの利用者があり、好評を博しているとのことでした。当市においては、昨年8月にオープン予定のにこにこ温泉しうらが漏水のため、いまだに開業できていない状況となっております。

私の今年の第3回定例会での一般質問の中で、当該施設の今後の見通しに対する質問の答弁では、請負代金と市がかぶった損害を勘案して、受注者に支払い、所有権を市に移転した後に漏水の原因を特定して、工事をやり直すとのことでした。また、当時の新聞報道によりますと、今年3月中に施工業者へ支払いを完了し、施設の引渡しを受け、4月に浴槽の解体工事と、漏水の原因を特定し、やり直し工事を行うとのことでした。

そこでお尋ねします。まず、漏水の原因は特定できたのか。当初の市側の説明にあつ



たように、建築施工業者の責任に帰するものだったのか、またそれともほかの業者の責任なのか。または、設計にその原因があったのか、御答弁をお願いいたします。

また、今後の改修工事の内容と工事費用、現時点での開業予定も併せて御答弁をお願いいたします。

次に、2点目です。立佞武多の館のリニューアル計画について伺います。こちらも今年の第3回定例会の中で、立佞武多の館のリニューアル計画に対する質問に対して、答弁では立佞武多の館は、立佞武多の館設置条例に規定されているとおり、立佞武多の保存、伝承及び観光のみならず、市民の交流の拠点施設としてにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を促進する目的としています。今回のリニューアル計画では、副市長を会長とし、庁内の関係部課長で構成するリニューアル検討会議を設置し、基本的な方針を検討しているとしています。

市のホームページを拝見しますと、立佞武多の館のリニューアル計画(案)から、(案)が取れた立佞武多の館のリニューアル計画が出されていましたが、市民からいただいた96件の意見を参考に基本計画を策定し、改修工事の設計に反映させるとしておりました。どの部分を反映させ変更されたのか、お伺いいたします。

次に、3点目の質問です。部活動の地域移行について伺います。今までもたくさんの議員の皆さんから質問がありましたが、私からも質問をさせていただきます。少子化の課題として部活動の地域移行が推進され、五所川原市内でも小中学校で移行されつつあります。青森県教育委員会では、2024年3月27日、スポーツ庁等が策定したガイドラインや県の実情を踏まえ、部活動や新たな地域クラブ活動の実施に当たって、留意すべき事項を盛り込んだ学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針を策定し、その中で少子化の課題を踏まえ、豊かなスポーツ、文化芸術活動を実現するための持続的な活動環境を整備すると書かれています。

少子化の昨今、子供たちのスポーツ、文化活動への機会も狭まれているのではないかと感じます。生活している地域でチーム編成ができない、指導者が見つからないといったことから、他地域へ出向いて活動する家庭もあるようです。しかし、そこには保護者の送迎や経済的負担も大きいのしかかり、子供たちが大人の事情で好きなことに打ち込めない状況が出てきているのではと感じます。現実問題、子供の才能を伸ばすために、五所川原の土地を離れ、環境の整った地域へ移住する家庭もあるようです。大学進学や就職といった人生の岐路に立って、主体的に将来を考えられる年齢になってふるさとを旅立つのであれば、まだ分かります。地域の環境や支援といった理由で、このような選択に迫られるのは違うのではないかと私は思います。

部活動の地域移行においては、様々な問題があり、まずは指導者の確保です。保護者や地域の方々が当たられています、そちらの方々が本業と両立しながら指導されているのですから、平日の活動への協力は多々御苦労があると思います。しかし、土日の活動となると、次の課題として、学校施設の利用の制限です。代行員の勤務問題、機械警備など、単に学校開放とはいかず、活動場所の確保の問題もあります。

そこでお尋ねします。当市として、指導員の確保、活動場所の確保について、どのように捉え対策を考えているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問となります。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○三橋大輔民生部長 にこにこ温泉しうらの今後の見通しについてお答えをいたします。

五所川原市健康増進施設、にこにこ温泉しうらでありますけれども、こちらの漏水の原因とそれがいつ確定したかというお尋ねでありましたが、解体工事の過程で浴槽からの漏水は、建築業者による施工が設計図書どおりに行われていないことが直接の原因であることを確認しております。

それから、開業予定日の御質問がありました。現時点で開業予定日は未定でございます。

現在、解体工事完成後の状況を確認した結果といたしまして、当初の設計図書どおりの性能を確保する浴槽等を施工するための新たな設計業務委託を発注しており、先般設計業務の完了届が提出されたところであります。今後は提出されました設計図書を精査し、浴槽等の改修工事の発注をすることとなりますが、その過程で工期が明らかとなることから、その時点でおおよその完了予定日、供用開始日が見込めるものと考えております。

それから、解体工事、改修工事の工事費についてのお尋ねがございましたので、お答えいたします。解体工事については約300万円、それから改修工事、ただいま申し上げましたけれども、設計図書が提出されたところでありますので、現在設計図書から積算をしているところでございます。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 立佞武多の館リニューアル基本計画（案）に対するパブリックコメントについてお答えいたします。

パブリックコメントでは、16の個人、団体の皆様から延べ96件の御意見をいただきま

した。いただいた御意見を参考に、本年の4月3日付で計画を策定し、パブリックコメントの結果と併せて公表したところであります。96件の御意見のうち、既に計画に記述済みのものが4件、計画の実施段階で検討または対応すべきとしたものが66件、反映が困難なものが13件、その他が13件でありました。提出された御意見を基に、計画本文を変更した箇所というのはありませんでしたけれども、貴重な御意見として承りまして、リニューアルはもちろん、その後の利用、運営に当たっても、よりよい施設となるように努めてまいります。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 指導者や場所の確保についてどのように考えているかについてお答えいたします。

まず、指導者の確保についてでございますけれども、県で行っている人材バンクを活用するほか、競技団体、文化芸術団体等と連携し、指導者の確保に努めてまいります。

次に、活動場所の確保についてでございますが、学校施設を優先して使用できるよう検討しております。また、学校施設を使用できない場合は、社会体育施設、社会教育施設等を使用できるよう検討してまいります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。それでは、一問一答にて再質問をさせていただきます。

まず、にこにこ温泉しうらの今後の見通しについての再質問ですが、先ほど現在設計完了したというふうな答弁でございましたが、当初から当市の市側の答弁では、業者が設計図書どおりに施工していないというふうに言っておりましたが、建設当時の設計図書で施工すればいいのではないんですか。新たに設計する必要があるのか、その点をお尋ねいたします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 新たに設計を発注する必要があるのかというお尋ねでありますけれども、先ほども御答弁申し上げましたけれども、一部解体をした時点で、当初の設計図書どおりに完成することができなくなっているわけです。その解体の結果、様々な施工上の不具合等があったわけですので、それを当初求められた設計図書の浴槽等の性能を確保するためには、再度設計を行う必要があるということでございますので、御理解をお願いいたします。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 何かこじつけのように聞こえますが、当初の設計図どおり施工す

れば漏水をしないのであれば、わざわざ新たな設計をする必要というのはどこにあるのか。また、この設計をするための設計業者への設計金額はお幾らになりますか、お尋ねします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 途中までつくったものをまた全くゼロに戻して、完全に更地に戻して建てるというのであれば、もともとの設計図書だけあればいいということになりますけれども、追加の工事費等を最小限に抑えるために、使えるものというか、以前の工事で問題のない部分はそのまま使うということになっておりますので、全くゼロから新しく設計するということとは、ちょっと訳が違うというふうに設計の部門から聞いておりますので、追加の設計が必要になるということでもあります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 設計金額のほうはどれぐらいになりますか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 追加の設計部分に関しては、約40万円となっております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 設計に関しては分かりました。

それでは、今回漏水の原因が特定できたということですが、その漏水の原因を調査した業者はどちらの業者になりますか、お知らせ願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

解体業者と市のほうで担当をしております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 解体業者と市のほうというふうにおっしゃっていましたが、解体業者はあくまでも解体の業者であって、調査をすることができるのかがまず1つ不安な点があります。現在市側と業者で訴訟に発展しているというふうになっています。その中で、調査に携わった業者が市側が依頼した業者、また市役所の職員というようなのが調査したのであれば、誰が考えても公平公正ではないのかと思いますが、その点を市側はどうお考えでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ただいま申し上げましたとおり、調査に関しては、解体業者及び市のほうが中心になってやりましたけれども、必要に応じて設計業者、工事監理者、機械設備業者が立ち会っております。また、当該の建築業者につきましても、一部仕上げ材

を剥ぎ取った後の状況の確認についてお声がけをし、現場代理人の方に確認をさせていただいております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。いずれにしても今のお話ですと、今回の行った解体工事と漏水の調査を行って初めて原因が判明したということによろしいですか、お伺いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

少々長くなりますけれども、令和5年7月の浴槽からの漏水発覚後、工事関係者への聞き取り、それから工事定例会の議事録の確認等、様々な調査を行い、その結果、建築業者が設計図書どおりに施工していないことが主な要因である可能性が高いと考えられました。しかしながら、浴槽の仕上げ材を剥がし、その下地等を確認するまでは断定できないことから、議員の皆様、報道機関等へは漏水の原因は不明、破壊検査で確認すると申し上げてまいりました。破壊検査については、工事請負契約書の規定によりまして、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合に行うことができるかとされております。

先ほど申し上げた調査の結果として、電気、機械設備業者は設計図書どおりに施工、または異なる施工をする場合でも契約書に基づいた手続により、事前に工事監理者、市の承諾を受けて施工をしていましたけれども、その一方で建築業者だけはその手続を踏んでおらず、さらに漏水発覚後に建築業者が市へ提出した浴場の施工図等を精査したところ、設計図書どおりに施工していないことが明らかになりました。これらの理由からその部分に対して、契約条項に基づいて破壊検査の実施を決定いたしました。

これまでの議会の皆様に対する状況報告で御存じのとおり、この建築業者は破壊検査の実施について、一旦は承諾書を提出していながら、実施の直前に所有権の存在を主張して破壊検査を拒否したため、実施には至らず、契約の解除後、改めて先日の解体工事にて、かねてから市の見込んだとおり漏水の要因が確認されたものです。

以上です。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今のお話ですと、去年の7月の段階では、書類、図面、それで建築業者の不具合があったというふうに判断したということになるんですが、実際に現場も何も確認しないまま、書類等、図面、提出書類だけでその業者が不合格というふうに決めつけることというのはできるのですか、お尋ねします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 決めつけることができるといいますか、集まっているその状況の提出されている書類などと現場の食い違いから、設計図書どおりでないことは明らかであるということは確認しておりました。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 今の話もそうですが、提出書類と現場が合っていないというのは、仕上がってしまったところを見て確認できたわけですか。そこは、私無理だと思うんですけども、まず去年の第4回の定例会で言わせてもらいましたが、7月20日の工期内に検査を行って、まずは合格、不合格の判定をして、それから手直し工事を行うのが通常だと私は思います。そのときの市の答弁では、工期については今回の工事を受注した3者の社長さんに集まっていただき、私も含めて、ここは元副市長ですけれども、しっかりと追加の工事費は議会でも承認いただいて払っております。その上で、各事業者が工期までに頑張る、やるというしっかりした回答も得ている、また議事録も取っている、その中での信頼関係で進めてきているものであります。また、漏水があったにもかかわらず、完成検査をしていないから、何も検査をしていない市が悪いのではないかという質問は、水漏れをした水槽を完成したと届けるほうがおかしいと考えますとおっしゃっていました。今でも、じゃこのときの答弁と同じ考えということで市側は思っているのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 完成検査云々のお話ありがとうございましたけれども、市の立場は完成されていないであります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。先ほども言いましたが、去年の第4回定例会、それから今年の第3回定例会でも、破壊検査の上、漏水の原因を特定すると言っています。今回の破壊検査で初めて原因が分かったわけで、答弁でおっしゃっていたとおり、3者で工事を行って、また施工管理の業者もいて、どうして1者だけの施工ミスだと去年の7月から言えるのか不思議でなりません。去年の第4回の定例会で、設計、施工管理、建築、電気、機械、そして行政も一緒に関わって、全ての携わった業者が設計図書どおり、打合せ議事録を基に精査する必要があると私は思っております。この調査の方法では、公正で公平ではないと私は思います。

もう既に当初の開業予定から1年が過ぎております。オープンを楽しみにしている市民の皆さんも、今やわくわくした気持ちから諦め感に変わっているんじゃないかと私は

感じます。どうか早期の解決と開業を目指して、対処をしていただきたいと思います。

では次に、立佞武多の館のリニューアル計画についての再質問をいたします。今回のリニューアル計画では、副市長を会長として、庁内の関係部課長で構成されるとのことでしたが、副市長が辞任された中で、今後の体制をどのように考えているのかお聞かせ願います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 この基本計画の策定に当たりましては、既に一定の策定の段階は済んでおりまして、完成しております。それ以降のリニューアルにつきましては、あと各関係部署のほうでそのままりニューアルを進めていくという流れになります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、現在設計をしている段階だと思うのですが、設計の進捗状況と、または設計の完了時期はいつ頃になるのかお知らせ願います。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の改修工事に関しましては、現在設計業者と工事の施工予定業者と市の3者で協議をし、設計を詰めているところであります。設計の完成時期につきましては、契約上は12月の下旬となっておりますが、早急な設計の完成を目指しているところであります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。パブリックコメントの意見の募集結果を見ますと、先ほどもありましたが、延べ96件の意見が市民から出されています。そのうちの9件が、大規模改修工事中の子供と大人のプラスバンドやおはやしの練習場所がなくなることを心配するものでした。それに対して、市は休館中の練習場所は、他の公共施設の利用を念頭に検討するとのことでした。実際どのように対応されたのかをお願いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 私のほうからは、西北ジュニアウインドブラスの活動の練習場所についてお答えいたします。

五所川原市中央公民館をはじめ、ふるさと交流圏民センターや市内小中学校など、市の施設利用について検討してまいりましたが、音響、防音、広さ、楽器の常時収納及び毎週土日における活動という条件の全てに見合った代替施設はなかったものの、原則毎週土曜日、週1回の活動について、五所川原第一中学校を提供している状況にあります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。五所川原第一中学校のお話でしたが、五所川原第一中学校の場合は、何度か部長のほうにも個別でお話をさせていただいておりましたが、部長からもありましたとおり、西北ジュニアの場合は合同で練習ができる日が土日だけになります。日曜日にも練習がしたいというふうに話をしており、部長に何度かお願いさせていただいています。また、別な話で、現在使われていない例えば校舎だとか、そこを借りられないかとの相談もしたこともあります。ただ、その場所は電気が入っていないということで断られましたが、例えば廃校になった校舎などを有効に活用できれば、先日の議員説明会であった盗難被害にも遭わなかったのではないかと考えます。いずれにしても、西北ジュニアにとっては十分な練習の場所が確保できなかったということになりますが、部長のほうはどう捉えておりますか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在五所川原第一中学校で西北ジュニアウインドブラス、土曜日のみ練習しておりますけれども、まず土曜日のみになったその経緯について御説明いたします。

五所川原第一中学校が西北ジュニアウインドブラスの活動場所となっておりますが、こちらは同団体が練習場所の確保で御思案されていたところ、五所川原第一中学校より同校の吹奏楽部の練習時間であれば、同校音楽室を開放できる旨の申出が同団体になされ、これを受けた西北ジュニアウインドブラスが同校へ施設利用を申請し、練習場所として利用することとなっております。なお、中学校の部活動については、国スポーツ庁が示したガイドラインに基づき、平日では2時間程度、週末は土日のいずれかを休養日とし、1日3時間程度とすることとしております。学校施設の利用申請の際、西北ジュニアウインドブラスの方々にも、吹奏楽部の練習日となる土曜日のみ御利用いただくことを御了解いただいております。

今議員御質問の土日いずれも学校施設を開放する場合には、議員もおっしゃっておいりましたけれども、学校施設のセキュリティ一面での改修等も含めた施設運用の見直しが必要となるところでありますが、部活動の地域移行、特に文化部系の部活動の活動場所確保では、学校施設が有力な活動場所の候補となりますので、今後の部活動地域移行の検討において各中学校と協議してまいります。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。先日の新聞に、立佞武多の館を練習の場として長年活動してきた五所川原市民を中心に組織される五所川原吹奏楽団が、同館の大規模改修に伴って練習拠点を失い、苦慮していたところ、早急につがる市から練習場



所を提供されたことから、名称をつがる吹奏楽団に改名して再出発したとの記事が掲載されております。また、小学生で組織されるブラスバンドと中学生で組織されるブラスバンドも、練習の拠点をつがる市に移して練習を再開したとの内容でした。

この問題は、学校部活動の地域移行の問題と連結します。西北ジュニアウインドブラスは、学校単位の垣根を越えて組織されているもので、将来の学校部活動の在り方のヒントとなると私は考えます。新聞報道でありましたが、西北ジュニアウインドブラスの代表の方は、立佞武多の館がなければ今まで活動できなかつたと感謝しております。ですが、裏を返すと、立佞武多の館が立地場所、騒音などを考慮して練習場所としてよかった、また立佞武多の館しか練習場所がなかつたというふうに私は感じます。今年の3月の定例会で高橋美奈議員からも、私からもお願いをさせていただいております。にもかかわらず、適切な対応がされないことで、隣の自治体に拠点を移すという残念な結果になってしまいました。今後は早急な対応で、同じようなことがないようにお願いをしたいと思っております。

次に、部活動の地域移行についての再質問をいたします。先ほどありましたが、研修会の実施などをやっているようですが、令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を拝見して、指導者、協力者の育成と活動支援の実績の中で、熱中症対策アドバイザー養成講座が開催されています。そのときの参加者がたったの2名でした。今後の方針では、スポーツ等の指導者資質向上に努めるために、競技種目を選ばず、研修会や講習会を開催することが必要と思われまます。

地域移行はどんどん進んでいきます。今後の予定として、研修会や講習会をどの程度の頻度で、目標、人員を何人ぐらい増やすつもりで考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 指導者の育成に伴う研修会の練習頻度、あとは今後その指導者について、どの程度の人数を目標としているかについてお答えいたします。

まず、今年度なんですけれども、指導者育成事業として4月にスポーツ指導に係るコーチングと題し研修会を開催し、各種スポーツ指導者が12名参加しております。今年度末なんですけれども、また指導者に対する講習会、今年度末までにもう一回予定をしております。

目標とする指導者の数でございましてけれども、部活動の地域移行に係る、今現在先生が大半は顧問をなされておりますけれども、それに対する現状は、民間での指導者の数というのが大体3分の1ぐらいしか現在ございませぬ。ですので、まず部活動の集約も必要なんですけれども、指導者に対しても今の3分の1の数よりはせめて2分の1とか、1

に近づけるように、数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。部活動の地域移行は、子供たちにとっては選択肢が広がってとてもいいことだと思います。また、教員の方々は業務のスリム化につながるというメリットはあります。しかし、保護者、そして子育て家庭には、経済的な負担や安全上の負担で、デメリットのほうがあるのではないかと私は感じています。子供たちの健全な生育を担う地域の関わりとしては、まずは現状の問題点、例えば先ほども言いました練習場所の確保、そして指導員の確保、育成事業においてもしっかりと目を向けていただき、持続可能な支援を考えていただきたいと思います。

最後になりますが、今回3点の質問をさせていただきました。にこにこ温泉の問題と立佞武多の館のリニューアル計画については、昨年から、私だけではなく多くの議員からも何度も質問をさせていただいております。また、部活動の地域移行に関しても、外崎議員、平山議員、高橋議員からも質問しています。何も結果が伴っていないのではないかと私は感じます。

市長の令和6年度の施政方針の中では、子供たちの健全な人間性とふるさとを愛する心を育むため、いかに子供の価値観や基礎的な人格形成の時期に地域が関わっていくかが重要であり、将来に向けて持続可能な地域社会を支える大きな要素になります。地域の未来を担う子供たちのアイデンティティの形成時期に、地域の中でしか味わえない経験や思い出がここに住み続けたいという愛着へとつながります。まさに地域全体で子供を育てることに通じるものであり、引き続きこのような市民協働による子育て環境の整備に取り組んでまいりますとあります。子供から高齢者まで誰一人取り残さない、ここに住んでよかった、住み続けたいと思えるように、この地域での問題を考え直すべきだと私は考えます。どうか何事も早急な対応をお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。昨日から9月に入りました。私は、8月の中旬に原水爆禁止世界大会と平和記念式典に参加するため、広島市に行ってきました。ここでは詳しく話す時間はないですが、原爆という非人道的な無差別殺人兵器の恐怖を自分事として想像する経験となりました。非人道的な全ての争いに反対する気持ちが改めて強くなりました。

五所川原市は、平成19年に核兵器廃絶平和都市宣言をしており、市役所の駐車場の南東側にもその碑が建っています。ふだんからその碑を意識している方は多くないかもしれませんが、折に触れ核兵器廃絶平和都市宣言の町に住んでいることを思い出してもらえればと思います。

では、通告した内容に準じて一般質問に入らせていただきます。まず、大きな項目の1つ目、子育て支援についてです。補正予算案に青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金で充当することとなる新規の子育て支援事業が含まれています。当市の新規の子育て支援のメニューについて教えてください。

(2) 以下については、聞きやすさを考慮し、再質問に回させていただきます。

続いて、2つ目の学校跡地等の利活用についてです。当市が学校跡地等の廃止施設を現在どのように利用しているか教えてください。

3つ目、孤独・孤立対策についてです。令和3年2月に、孤独・孤立対策担当大臣が初めて指名され、国家レベルでの孤独・孤立対策への取組が始まりました。当市で、行っている孤独・孤立対策について教えてください。

また、孤独・孤立に関して、調査やデータ収集は行っているか教えてください。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆様の簡潔で誠意ある答弁を期待します。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 今回県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用した事業についてお答えいたします。

全部で6事業ありまして、大きく分けると学校給食費の無償化事業と、あとその他の子育て支援策の5事業の2つに分類されます。まず、学校給食費無償化事業ですけれども、本市では既に学校給食費の無償化を実施しており、その分は交付金の対象とならないわけですけれども、10月から給食費の単価を、小学校は284円から340円へ、中学校は315円から385円へ引き上げしますので、その単価引き上げ分に交付金を充当します。また、市外から就学する児童生徒についても本事業の対象となりますので、その分対象範囲を拡充いたします。給食費の単価引き上げ分及び市外からの児童生徒の対象範囲拡充分については、県の交付率は10割となります。

そして、学校給食費以外のその他の子育て支援策の5事業については、県の交付率は8割となり、いずれも保護者負担の軽減に資することが条件となっております。1つ目は、2歳児保育料無償化事業です。3歳児から5歳児及び非課税世帯のゼロ歳児から2

歳児については、既に国の施策において無償化となっておりますが、10月から課税世帯における2歳児クラスの保育料を全額公費負担し、無償化します。

2つ目は、子供インフルエンザ予防接種費用助成事業です。生後6か月から18歳までの市民を対象に、助成回数を13歳未満は2回、13歳以上は1回とし、1回当たり3,000円を上限に助成します。

3つ目は、放課後児童クラブ延長利用料助成事業です。共働き世帯が増える中、延長利用料は現在保護者が負担しております。10月からは、夕方の18時以降の延長利用料、さらに土曜日や長期休暇においては夕方18時以降に加え、朝8時より前の分も延長利用料として全額公費負担し、無償化します。

4つ目は、子供の歯科口腔保健対策強化事業です。小中学生を対象に、歯科医療機関で利用できる2回分のフッ化物歯面塗布無料受診券を配付し、予防歯科に係る経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の虫歯のリスクを減らしていきます。

最後に、5つ目となりますが、フッ化物洗口推進事業です。市内小中学校で週1回法の集団フッ化物洗口を行い、こちらもフッ化物歯面塗布同様に、予防歯科に係る経済的負担と子供の虫歯リスクの軽減をするものであります。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、廃校となった学校施設について、これまでの利活用事例についてお答えいたします。

まず、売却の事例といたしましては、平成24年度は旧羽野木沢小学校、平成25年度は旧沖飯詰小学校、平成27年度は旧金木南中学校を、それぞれ建物つきで社会福祉法人及び市内の企業へ売却しております。

次に、貸付けの事例でございますが、平成29年度に旧喜良市小学校及び旧毘沙門小学校を市内の企業へそれぞれ貸付けしております。

最後に、解体その他の事例でございますが、令和5年度には旧金木高等学校市浦分校を解体し、協元コミュニティセンターを新築しているほか、旧東小学校は市所有の書庫として活用しております。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 孤独・孤立対策についてお答えをいたします。

孤独・孤立対策推進法が本年4月に施行され、地方公共団体はその当事者の状況に応じた施策を実施する責務を有することになりました。孤独・孤立の問題は、複雑かつ多岐にわたり、あらゆる分野で社会全体の課題と認識する必要があるとされております。市では、実態調査やデータ収集は行っておりませんが、特に孤独・孤立が顕著に現れて

いる高齢者に関しましては、見守りや安否確認、交流の場や社会参加の場の創出など、孤独・孤立対策に関連する問題も視野に入れて各種施策、事業に取り組んでおります。

今後は関係機関と連携し、孤独・孤立対策に関する関心や理解を深めるための啓発を行いながら、包括的な相談支援の充実を図るなど、孤独・孤立対策を念頭に置いた適切な支援に取り組んでまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。では、再質問に入らせていただきます。

インフルエンザの予防接種の一部を助成という事業ですが、これは全額ではないということなんですけれども、病院で市民は具体的にどの程度負担になる予定でしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

子供のインフルエンザ予防接種につきましてお答えをいたします。1回の接種につき、市で3,000円を上限に助成し、実施医療機関での接種費用との差額が保護者の負担額となりますが、その額は任意接種のため、実施医療機関や使用するワクチンの種類によって、異なります。想定でございますけれども、注射によるワクチン接種の場合、単価が4,000円程度と見込まれますので、保護者の負担額は1回につきおおむね1,000円程度と想定をしております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。画像をお願いします。こちらは、今回の交付金、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に関して、当市に交付され得る額の上限です。今年度分は、半年分で7,565万円でした。

これが今も御答弁いただいた補正予算案で分かった各事業費の予算です。例えばこの表の一番上なんですけれども、放課後児童クラブの延長料無料は総額1,215万円かかって、県が972万円交付します。残りは、市の一般財源での負担です。予算総額の80%がちょうど県からの交付になっているのが分かります。

そこから、③、④、⑤ですが、インフルエンザやフッ化物関係は、一番右の県の支出額と予算を比べると80%より少なく見えていますが、これは予算の中に通信費や紙コップ代など、消耗品費が含まれていて、それは充当の対象にならないからということです。

学校の給食費の物価高騰分は総額1,760万円で、その100%が県から交付が来ます。小学校で1食分56円、中学校で1食分65円増になって、先ほどの答弁にもあった1食は小学校で340円、中学校で1食が380円になります。予算大分増加されました。県内でもか

なり1食分にお金がかかっている給食になると思うので、可能であれば地産地消もこの機会に進めていただきたいと存じます。

ただ、この物価高騰分で値上げした分が来年度以降は、当市のように給食費無償化を既に実施している自治体において、自治体負担になるのか、この半年度のように交付金で出るのか、まだ県の方針が出ていません。画像を一度終わってください。

給食費無償化を既に実施していた自治体において、学校給食の物価高騰分を今回の補正予算案で値上げする傾向があります。青森市では、給食費、食材費の値上がりに対応するために、3,044万円の補正が入っていました。これに対して、この10月から交付金で初めて給食費を無償化する自治体は、同じように物価高騰しているにもかかわらず、交付される金額は去年の1食分の平均金額ですので、その中でやりくりが求められます。やはりいびつな仕組みだなと私は思います。

さて、話を本筋に戻します。すみません、画像をお願いします。五所川原市に交付される最大の金額は、最初に示したとおり7,565万円でした。今回県から交付される金額は6,156.7万円です。差額は1,408.3万円です。これは、県が出し渋ったわけではなくて、当市が満額分の事業を行わなかったからです。交付金対象は予算の8割なので、あと1,760.4万円分の事業を行っても交付金の対象となりました。その際の市の負担額は352.1万円です。いろいろな考え方はあると思います。ただ、この数字を見て私は驚きました。というのも、例えば議事録を見直しても、令和6年第3回定例会でも市長は鳴海議員の代表質問への答弁で、「私とすれば無駄にすることなく7,500万円、来年度は1億5,000万円を使って、やはりしっかりと子育て支援をしたいとは思っております」とおっしゃっていたからです。市側は、どこかで方針を変えたようです。画像を終わってください。

そこで質問します。満額交付されるような事業メニューにしなかったのはどうしてでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 今年度の本交付金制度についてですが、まず対象について言うと、給食費無償化を以前から行っている分は対象外で、新たに始めるか拡充する分は対象と、また補助割合について言えば、給食費に係る事業は10割、その他の分は8割と、残り2割は市町村の一般財源となっております。私令和6年6月議会でも、様々な取組が考えられる中で、来年度以降の継続性を考慮してと繰り返し答弁してまいりましたけれども、県の来年度の制度設計、この補助の対象であったり、また割合であったりと、それらがどうなるのかというのを、その動向をしっかりと注視しつつも、現段階で将来的な財源

も含めて、今年度1回限りで終わるといふことにはならないようにという思いで、市として継続できる事業を選択した結果が今回満額とはならなかったというものであります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 そういふお答えにはなると思うんですが、実はもしかして来年度から交付金自体がシンプルな仕組みになって、当市でも交付金が給食費に充当できる仕組みになったりするのかなと勝手に推測してしまったりします。

推測の話をも長々しても仕方がないので、子育て支援に関連して質問を続けます。画像をお願いします。まず、国民健康保険において、子供の人数分だけ均等割がかかるというお話です。国保均等割は、世帯当たりの加入者の人数に応じて計算される保険料です。所得金額にかかわらず、1人幾らという形で計算されます。当市の均等割の金額です。医療分、40歳以上が負担する介護分、支援分の3つがあり、これを合計すると、40歳までは医療分と支援分で合計3万2,610円、40歳以上ではそれに介護分が増えるので4万2,010円です。

国保の均等割は、子供の分にもかかります。令和4年4月からは、未就学児にかかる均等割の半額を公費で軽減する措置が始まりました。それ以前は全額かかっていました。ちなみに、この公費の負担割合は、国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1です。7歳から18歳までの子供の均等割は全額保護者負担です。もちろん6歳までの半額分も負担です。

一方、社会保険では、収入でのみ保険料が決まるため、国民健康保険のような均等割の考え方はありません。子供は扶養に入るだけです。結果、国保の子育て世代の負担だけが特に大きいわけです。

その負担を軽減するために、国保の均等割の減免を行っている自治体もあります。東北の市に限定して、実施している自治体と内容を紹介します。岩手県の宮古市では、18歳以下に全額減免を行っています。宮城県仙台市では、未就学児に関わる均等割の半額を公費で、軽減措置にプラスして半額分を仙台市が減免していて、結果未就学児分は全額18歳未満が5割減免です。福島県の南相馬市と白河市でも、18歳以下に全額減免を行っています。東北の市に限定して紹介しました。画像を終わってください。

そこで質問です。当市で、もし18歳までの子供に関わる国保の均等割額の全額、あるいは半額の減免措置を行った場合にかかる金額について教えてください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お話にありましたとおり、未就学児の段階まで半額としております

けれども、均等割軽減措置を18歳以下までに拡充した場合、軽減額が全額の場合と半額の場合でそれぞれ幾らになるかという御質問でした。数値は、令和5年度の未就学児均等割額の実績を参考とした、あくまでも推計値となりますが、18歳以下の均等割額を全額減額とした場合は約1,650万円、半額の減額とした場合は約825万円となります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今言っていた金額には、令和4年4月から実施された1歳から6歳までの軽減分が入っていると思いますが、純粹に追加でかかる金額だけだとお幾らになりますでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

正味のといいますか、追加の分の減額の額になりますけれども、18歳以下の均等割額を全額減額した場合は、追加で1,430万円、それから半額の減額とした場合は606万円、それぞれその金額程度の増となります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。年間だと1,430万円ほどということですが。例えば先ほど指摘した半年で1,760万円の事業が交付金に、まだ余分に交付金の対象になったということと比べてみると、金額的に比べるとこれに使ってもよかったわけです。実際に今回の子育て支援、市町村交付金の対象になるかは存じ上げませんが、子育て世代の保護者がまさに現金で負担しているお金なわけで、交付金充当の対象になるべきだと思います。

質問します。国保では、子供の数だけ保護者の均等割分の負担が増します。当市独自の国保子供均等割軽減措置を行う予定がないか教えてください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

市独自の子供の均等割軽減措置を行うかどうかについてですが、子育て世帯の負担軽減を図ることはもちろん重要なことと考えておりますけれども、子供の均等割軽減制度については、先ほど来何度かお話に出ておりますが、令和4年4月から全国一律の制度として運用をされております。その対象を拡充することについては、全国市長会においても国に要望している状況でございますが、拡充については自治体ごとではなく、全国一律の制度として実施すべきものと考えてございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。しかし、実際には市独自で減免措



置を行っている自治体が既にあります。例えばフリーランスでオフィスの場所にとらわれず、自由な働き方をしている人々というのも国保です。そういう方々にも、当市にどんどん移住してきて活躍してほしいわけで、そういう方にとっても魅力のある措置だと思います。今後の子育て支援の選択肢の一つに、国に要望しつつも考えていただきたいと思います。もし交付金の枠内なら検討するのはあり得るけれども、県側の判断で交付金の対象とならないというのであれば、県の事業として県内一括でやっていただきたいとも思います。子育て支援に関する質問は以上です。

次に、大きな2つ目、学校跡地の利活用について再質問させていただきます。三好小学校は、今年度で閉校になりますが、来年度以降の三好小学校跡地の利用について教えてください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

令和7年3月末で閉校する予定としております三好小学校につきましては、閉校後は学校施設として使用しないほか、これまで平日夜間や土日に体育館が利用されていた学校開放事業についても終了し、近隣小学校の体育館を御利用いただくことで、保護者及び地域住民の方々に御説明しております。

また、閉校後は、教室設置のクーラーを夏前に他学校へ移設するなど、学校内の資機材等の処分を実施した後、教育委員会が所管する教育財産から他用途へ転用が可能となる市長部局が管理する普通財産へ所管替えを行うこととしております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 質問の意図としては、普通財産に変えた後の対応についてもお聞きしたいです。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市有財産を用途廃止した後の一般的な流れについて御説明いたします。

担当課にて、地域住民の意向等を確認の上、用途廃止を行った場合、管財課にて庁内各課へ該当物件に対する利活用の有無を確認いたします。また、特段要望がない場合は、売却に向けて手続を進めることとなります。具体的な手続といたしましては、敷地の境界確定測量を行い、売却予定価格を決定後、入札を実施することとなります。

なお、建物がある場合は、老朽化などを勘案して、解体する場合やそのまま建物つきで不動産鑑定後の売却とする場合など、状況に応じて手続は異なるものとなります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 画像をお願いします。今のお話を鑑みますと、地域の人の利用の意思を確認して、それがなければ売却するというような流れになっているということでしたが、毎回学校跡地等廃止施設の利活用についてゼロから考えるのではなく、決定の手順を決めてしまえばいいのかなと思い提案します。まず最初に、今もやっていらっしゃるということですが、地域住民の意向を尊重するため、地域が主体となった利活用計画の有無を確認する。2つ目、行政所管業務における利活用計画の有無を確認する。3つ目、ホームページや広報紙等において利活用計画の提案を公募する、併せて企業誘致を見据えた情報発信を行う。4つ目、公募に対して応募がない場合は、年次的な解体や土地の利活用方法を検討するという手順です。

先ほどの質問でも①、②を行っていることは分かりましたので、主には③番、利活用計画の提案を広く公募し、場合によっては企業誘致にもつながっていけば理想的ではないでしょうか。言い方を変えれば、公募型プロポーザル方式による学校跡地等の利活用です。

質問です。学校跡地等廃止施設の利活用の方針手順について、例えば提案したような方針決定手順を取り入れる考えがないかお伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ただいま花田議員から御提案いただきました。そして、御指摘もいただきました件でございますけれども、当市では廃止施設に対する利活用計画の提案公募は、現在行っておりませんが、今企業誘致を見据えたという御提案でございます。担当部署であります経済部などの関係課も含めて、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 企業誘致につながれば理想的だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

続いて、大きな項目の3つ目、孤独・孤立対策についてです。画像をお願いします。先ほどの答弁にもあったんですけれども、今年の4月、今年度から孤独・孤立対策推進法が施行されました。まず、こういった中身なのか共有させていただきたいと思います。複雑な社会変化に対応していこうという法律で、前提も簡単ではなくて、ちょっと長めの説明になりますが、御容赦ください。

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活もしくは社会生活における孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基

本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めて、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、互いに支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す、これが孤独・孤立対策推進法の趣旨です。

基本理念は、基本理念①、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要である。基本理念②、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。③、当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより、孤独・孤立の状態から脱却して、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として必要な支援が行われること。

国等の責務等、孤独・孤立対策に関し、国、地方公共団体の責務、国民の理解、協力、関係者の連携、協力等を規定します。

基本的施策です。孤独・孤立対策の重点計画の作成、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発、相談支援の推進、関係者の連携、協働の促進、関係者等への支援を行う人材の確保、養成、資質向上、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援、孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進。

推進体制まで来ました。内閣府に特別な機関として、孤独・孤立対策推進本部を置く。先ほど触れました。地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策協議会を置くように努めるとあります。地方公共団体は、協議会を置くように努めると定められています。協議会の中の人に関しては、秘密保持を守ってねと、それには罰則もありますよということです。

今つくる、置くことを努力するとなっている孤独・孤立対策協議会そのものについてです。孤独・孤立対策地域協議会は、各地域において個々の当事者への具体の支援内容について、協議会を構成する関係機関等の中で協議する場である。孤独・孤立の問題は、複合的な要因を背景として多様な形でニーズが想定され、当事者等の状況に応じて多様なアプローチや手法により、分野横断的な対応が求められることから、協議会では地域における当事者等への支援に携わる様々な関係者のネットワークの下、構成機関等が共通の情報及び認識の下で、当事者等への個々の支援を円滑に行えることが重要である。この協議会が各地域で効果的に機能することにより、関係機関等のはざままで適切な支援が行われなかった事例の発生を防止するとともに、孤独・孤立の状態にある方など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげ、多様なアプローチによ

る支援を行うことを可能とする重要な手法となることが期待されるとあります。

まとめると、協議会は地域での具体的な支援内容を関係機関が協議する場であり、孤独や孤立の問題は多様で分野を超えた対応が必要となり、協議会では関係者が共通の情報を持って連携し、支援を円滑に行うことが重要。これにより、支援が行われないケースを防ぎ、早期に問題を把握して、多様な支援を提供することが期待されていますということです。

まだもう少しあります。意義です。支援が必要と思われる相談者の早期発見、孤独・孤立の観点の支援を行うことによる当事者等の課題の解決の促進、多角的な議論、多様なアプローチによる支援を可能にする、各構成機関等の情報の共有、情報共有により構成機関等との役割分担についての共通の理解、構成機関等の役割分担により、支援を受ける人等が適切なタイミングでよりよい支援を受けやすくなる、構成機関等が分担し合って個別の事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大きさを分かち合う。

民間が参加することの重要性がずっと言われているんですけども、どんな機関が民間も含めて協議会に参加する機関の候補なのかです。地方自治体の中で、当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど、特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体、相談窓口を有する民間の支援団体、行政では把握が難しい地域住民のささいな変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関、介護保険法に基づく訪問介護、訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、新聞配達所、郵便局、ガス・電気等の供給事業者など、個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所など地域の関係機関、地域に根差した活動を行っている者、例えば民生委員・児童委員、保護司、地域住民の方々など、各地方自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部署の職員、ほかの既存の会議体を運営する担当部署や機関ということです。長くなりました。

先行、今年4月から実際に協議会で動き出している自治体もあるので、具体的にどんな機関で構成されているのか、こちらは北九州の例ですけども、認知症や障害者を支援している団体が入っていたり、自殺予防の団体が入っていたり、外国人市民支援、DV被害者支援、子供、若者の自立支援、社会福祉協議会が入っているので、何でもやっています。障害者支援、ひきこもり支援、独り親家庭の支援、子供の生活困窮、認知症支援、再発防止支援、ホームレス支援など入っています。具体的にイメージできましたでしょうか。

東海市では、協議会を構成する関係機関について、このようにどんな団体が入るかというのを決めていたりします。画像を終わってください。民間の参加の重要性がこの法

律では大変強調されています。

質問です。当市内で孤独・独立対策に関わる活動を行っている民間団体やNPOについて、市では把握しておりますでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 孤独・孤立対策に関わる活動を行っている民間団体等についてお答えをいたします。

市内の民間団体等は、多種多様な活動を行っていることと認識をしておりますが、孤独・孤立対策に特化した活動を行っている団体については、現在把握はしてございません。孤独・孤立対策を推進していくためには、私ども行政はもちろんでございますが、民間団体がそれぞれの活動や事業において、孤独・孤立の問題をいかに意識していくかが重要になってございます。そのため、今後はさらなる啓発を行うとともに、各団体等と連携、協力体制を強化してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 直球な質問ですが、当市においても孤独・孤立対策地域協議会を設置する計画があるかお伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 孤独・孤立対策に係る協議会の設置についてお答えをいたします。

市では、第3期地域福祉計画に定めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて、現在準備を進めてございます。重層的支援体制整備事業とは、制度の縦割りを解消し、包括的な相談支援と、当事者に寄り添いながら社会参加や地域づくりに至るまでの支援を一体的に行う事業でございます。重層的支援体制整備事業では、地域の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、部局横断的な連携と多様な民間団体を含めた支援会議が必要となります。孤独・孤立対策につきましても、重層的支援体制整備事業の一環として対策を講じていくものと考えてございます。

また、孤独・孤立対策に係る協議会の設置につきましても、重層的支援体制整備事業の支援会議を活用することを予定してございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 協議会は、単体でつくるかは分からないけれども、支援会議を活用するというお答えをいただきました。今の御答弁の中に重層的支援事業というお話も出てきたんですけれども、これは2021年4月に施行された改正社会福祉法の中で規定された事業で、先ほどおっしゃっていただいたとおり、複合的な生活困難や課題を解決するために、包括的かつ一体的に支援を行うことを目標とした事業です。画像をお願いし

ます。重層的支援事業の先に世代、属性を超えてつながるまちがあって、その中で丁寧な孤独・孤立対策が行われて、安全な暮らしがあるまちができると思います。福祉の視点で言うと、孤独・孤立のない状態が誰一人取り残さない社会で、人と人とのつながりを実感できる社会が地域共生社会なのだと思います。

今年の「市政」という雑誌の5月号に市長が寄稿されています。こう書かれています。「子どもから高齢者、そして障がいの有無にかかわらず、全ての市民が生活の豊かさを実感できるよう「だれ一人取り残さない、持続可能な地域共生社会」構築に努めるとともに、市民の皆さまが「良くなった」と実感できるような市政を推進し、市民一人一人が笑顔と誇りに満ちあふれる地域社会づくりのため、誠心誠意取り組んでいく」と書かれています。これは、孤独・孤立対策という言葉を使っていないんですけども、孤独・孤立対策の先にある社会像そのものだと思います。画像を終わってください。

市長は、今年4月の市長コラム、「市民協働社会を目指して」でも、特に高齢者の孤独や孤立をテーマにした内容で書かれています。「近年、単身高齢者世帯が増加し、高齢者の「孤立」や「孤独」が社会問題となっています。昨今のコミュニティの希薄化等により、高齢者の中には、困りごとがあっても誰にも頼ることができず、一人で抱え込む方もいるかもしれません。私は、そこに大きな問題があると思っています。孤独になればなるほど、自分から声を出すことにためらいを感じたり、そこから潜在的な「孤立化」が進むことが懸念されます」という内容でした。

そこで質問します。最初の質問と重なる部分もありますが、特に高齢者の独り暮らしの世帯に対して、孤独死対策も含めどんな施策を行っていますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 市で行っている独り暮らし高齢者に対する施策並びに孤独死対策についてお答えをいたします。

市では、独り暮らしの高齢者に対する安否確認や健康状態の把握を孤独死対策の一環として行ってございます。市で行っている主な事業、高齢者に対する孤独・孤立対策についてでございますけれども、見守り支援につきましては郵便局や生協などと連携協定を締結し、見守り活動を強化してございます。また、高齢者の方の主体的な外出や社会参加を促すための交流の場として、市内各地域で介護予防教室やお昼ごはんの会などを開催しているほか、地域の高齢者が主体となって運営する通いの場づくり、そういったものへの支援なども行ってございます。さらに、誰もが住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の困り事の把握や地域の高齢者を見守り支援する生活支援コーディネーターの事業を社会福祉協議会と連携で取り組んでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 高齢者が孤立化しないように様々な取組が行われているのは、よく分かりました。ただ、孤独・孤立対策は、高齢者だけじゃなくて若者や障害者だとか、高齢者に限らず孤独・孤立対策するというものなので、その視点からも施策を進めていただければと思います。

最後に、高齢者の独り暮らしの世帯にも強く関係がある合葬墓について質問させていただきます。まず、令和4年度の予算に合葬墓に関する測量の予算が計上されていましたが、実行されなかったということでした。その理由を教えてください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

令和4年度当初予算に計上されている測量の予算についての御質問でした。当初、令和4年度に合葬墓候補用地の選定や基本構想の策定を予定し、整備に係る調査業務の予算を計上しておりましたが、その後の民間による合葬墓運営の進捗や市の他の事業との兼ね合いなどにより、事業開始時期や在り方等についても再考をすることとし、事業着手を延期しているところでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 延期しているということなんですけれども、一般的に今建築資材の値段が高騰しています。令和4年の計画のときに比べて、現状はどのぐらい高くなっているのでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

建築資材高騰による計画当時と現在の事業費の影響についてであります。施設の建設部分については概算をいたしたものしかございませんので、具体的な数字はお答えしかねますけれども、令和4年度当時の建設事業費と比較した場合、近年の建築資材高騰などにより、現時点では相当の事業費の増加が見込まれるものと考えております。市の建築部門に確認したところによりますと資材で約15%、その他諸経費で15%、およそ3割程度の工事費の上昇が見込まれるということでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 予算がないから延期されているのも理由だと思うんですけども、延期すれば延期するほどかかる経費は大きく、高くなるという方向性は変わらないんじゃないかなと思います。

令和4年第2回定例会で、伊藤永慈議員の代表質問に対して……ごめんなさい、まず

令和4年3月の第2回定例会で、佐々木市長が施政方針でこのように言っています。「近年、少子高齢化や核家族化の進行を背景に、全国的に合葬墓の需要が高まりを見せております。そのため、令和3年度実施しました合葬墓に関する市民アンケートの結果を基に、合葬墓の整備場所や需要に対応できる規模などの検討に着手してまいります」とおっしゃっています。同じ定例会で伊藤永慈議員の代表質問に対して、当時の佐々木秀文民生部長は具体的なスケジュールまでお答えでした。「合葬墓のスケジュールについてお答えします。令和4年度は、整備場所や規模、埋葬方法等の基本構想を策定し、令和5年度は基本及び実施計画の策定、令和6年度より工事に着手しまして、令和7年度の供用開始を予定しております」という答弁がありました。

こういったことから市民の皆さんは、合葬墓の整備は着手され、進んでいると思っています。まさかまだ何もやっていないとは思っていないはずです。止まっているという情報が市から出されたことはないですよ。問合せはあまりないということですが、進んでいると思っているので、待っているのであって、見通しもないということであれば状況は変わってくると思います。

県内10市の状況も調べました。青森市、八戸市、弘前市あります。十和田市あります。お隣のつがる市もあります。ないのは、平川市、黒石市、三沢市、むつ市、そして五所川原市の5市となりました。アンケートを取った時期に関しては、10市の中でも早いほうでした。残念です。

そこで質問します。当市における合葬墓の現状について伺います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 現在の合葬墓の検討状況についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、近年核家族化や少子高齢化、墓地の承継や宗教上の問題などから、合同で埋葬する合葬墓が全国的に注目をされており、県内においても公設合葬墓が10市中5市で供用開始されております。当市でも令和3年に実施したアンケート調査などから、合葬墓への関心が高まっているものと推認しております。

しかしながら、合葬墓の整備につきましては、過疎債をはじめとする地方財政措置のある有利な地方債を活用することができないこと、また先ほどの答弁とも重複しますが、近年民間運営の合葬墓も出始めていること等々から、その整備に当たっては慎重に財政状況を見極める必要、ほか検討を加える必要があると考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 画像をお願いします。令和3年度のアンケート結果です。「整備する必要がある又は将来的な整備に向けて検討する必要がある」が72%と、「整備する必要



はない」の26%を大きく上回っています。五所川原市で合葬墓を整備すべき理由について、「子孫に管理の負担をかけたくないから」が最も多かったということです。ほかは、「自分たちのお墓を継ぐ、または管理する人がいないから」が15%、「個人がお墓の維持管理をしなくて良いから」が19%などとあります。お墓のことで安心できないと、ずっと心配していかなくちゃいけません。亡くなった人のためだけじゃなくて、生きている人にも合葬墓は必要です。合葬墓を整備した場合の利用意思について、「利用したい」が57%と「利用したくない」の10%を大きく上回ったというふうに、市民の方は強く合葬墓の整備を期待しています。画像を終わってください。

このアンケートを取ったのは、令和3年度なので、市長の任期でいうと1期目です。市長は、令和4年7月9日からの4年間で2期目です。2期目は令和8年7月まで、2026年7月までです。今は2024年9月ですから、この任期中に供用開始というのは、整備がもう間に合わないでしょう。スケジュールを答弁された際も、3年以上かかるとお答えになっていました。

質問です。改めて市長にお答えいただきたいですが、合葬墓を整備するお気持ちはまだお持ちでしょうか。整備予定についてお伺いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今花田議員からのいろいろな指摘については、真摯に受け止めさせていただきたいと思います。先ほどから民生部長がお答えしているように、まず合葬墓の整備に当たっては、財源をはじめとした課題が少なくないということが1点。しかしながら、これを人口減少による社会変容の一つとして受け止め、私ども行政もその在り方について考えていかなければならないという認識は持っております。当市においても今出されたように、アンケート調査の結果などから、合葬墓への関心は高まっているということがうかがえます。しかし、整備時期、規模、その他具体的な整備の在り方について、将来的な財政状況も考慮しつつ、そして民間の合葬墓の整備、普及状況等も踏まえながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。今任期中に供用開始するのはもう間に合わないと思うんですけども、今任期中に仕切り直して、再度方向性をはっきりさせてほしいなという御要望はお伝えさせていただいて、以上で私の一般質問を終わります。

理事者の皆様、御答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

なお、花田勝暁議員には、議場内ではバッジを着用の上、注意をいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入る前に、午前中の1番、花田勝暁議員の一般質問に対する答弁で誤りがあったため、訂正したいとの旨がありましたので、発言を許可いたします。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 午前中の花田議員への県の子育て支援交付金を活用した事業の答弁の中で、学校給食費の単価についてなんですけれども、中学校は「315円から385円」と答弁しましたけれども、正しくは「315円から380円」でありますので、訂正し、おわび申し上げます。

○木村 博副議長 一般質問を続けます。

12番、成田和美議員の質問を許可いたします。12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 三和会の成田和美です。通告に従い一般質問を行います。

質問に入る前に、まだまだ暑い日が続き、台風の被害も各地域で発生しております。先週土曜日この津軽地域では、大雨による警報が発令されました。当五所川原市では、1時間当たり39.5ミリ、同日午後4時までの総雨量が100ミリという、8月では観測史上最大となる記録を出したそうでございます。台風10号は、昨日温帯低気圧に変わりましたが、皆様も細心の注意を払って行動をしてもらいたいと思います。

それでは、質問に入ります。まず、1つ目の質問といたしまして、にこにこ温泉しゅうらのこれまでの経過についてであります。令和5年第6回定例会においても質問させていただきましたが、再度お伺いいたします。今年5月7日に、議員に対して見学会が行われました。担当課のほうからは説明があり、今後の検査の流れ等の説明がございました。そこでお伺いいたします。今までの経過についてお伺いいたします。

2つ目の質問といたしまして、現状の対応について質問いたします。この質問も前回質問させていただいたんですが、再度質問いたします。先般の説明では、来るべきときが来たら皆さんに御説明しますと民生部長のほうから御説明がございました。しかし、この説明では納得いかない部分があります。そこでお伺いいたします。今現在の現状と対応についてお伺いいたします。

3つ目の質問といたしまして、今後の方針についてであります。8月26日に行われた議案説明会では、8月末には設計が終わり、その後工事の発注になるとの説明がございました。そこでお伺いいたします。にこにこ温泉しうらは、どのように向かっていくのか、完成はいつなのか、どういうふうなお考えなのか理事者側にお伺いいたします。

理事者側の誠意ある答弁をお願い申し上げ、私からの1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

にこにこ温泉しうらのこれまでの経過についてでありますけれども、解体の工事等の内容についてのお尋ねだと思います。解体工事の際に行った調査の内容についてお答えいたしますけれども、その前に伊藤雅輝議員の御質問でも出ておりました破壊検査と解体工事の違いについて若干説明をさせていただきます。

まず、破壊検査であります。契約で定められたものでございまして、当然ながら契約の存続している期間中、一定の場合にできるものであるのに対し、解体工事は直接的には早期供用開始のため、浴槽等の改修に必要な最小限度の解体を行ったもので、その過程で間接的に当初の工事の不備等が調査により確認できるというものでございます。実質的に確認できる内容は、破壊検査も解体工事も同様でございますけれども、午前中の答弁で申し上げたとおり、建築業者が所有権を主張し、契約存続中の破壊検査を拒否したために、原因の特定が遅くなってきたことに疑いはございません。契約解除後に新たな解体工事の発注を、このために余儀なくされたところであります。

また、契約の解除につきましては、破壊検査を拒否する状況が長く続き、協議を続けても進展がなかったことから、工期内または工期経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みがないという契約に定める解除理由に当たると判断したものでございまして、施工の不良等を理由としたものではない旨をここで申し添えさせていただきます。このようなことから市といたしましては、やむを得ず法及び当事者双方が合意した契約に基づきまして、適切に対応をさせていただいたところであります。

詳細の解体工事のこれまでやってきました経緯につきまして申し上げますが、まず浴場及び浴槽の目視検査、仕上げ材の打診検査、男女の一般浴槽、炭酸浴槽、水風呂及び浴場の側溝にそれぞれ水を張り、24時間以上経過後の水位確認、漏水した水がどこに流れ出るかの調査、それらの調査結果を踏まえ、仕上げ材等を剥がして下地等の施工方法、その状況等を確認したところでございます。これらの調査は、午前中にも申し上げまし

たが、市職員、解体受注業者が実施し、必要に応じて設計業者、工事監理者、機械設備業者が立ち会っております。また、当該の建築業者につきましても、一部仕上げ材を剥ぎ取った後の状況の確認について通知をし、現場代理人に確認をしていただいております。

それから、2つ目の質問でございます。現在の市の対応状況であります。今後は改修工事を進めていくこととなりますが、解体工事後の状況から、当初の設計図書どおりに施工するためには、当初の設計図書が予定した機能を回復するといえますか、当初の設計どおりにお風呂を使うために施工をするためには、より解体の範囲を拡大する必要性が生じるなど、さらなる時間を要することから、当初の設計図書と同等以上の性能を確保するための追加の設計業務を委託しております。

一方、法的な問題に関してですが、訴訟につきましては、現在まで弁論準備手続を3回実施しております。これは、本件訴訟の前に論点の整理、証拠書類等の確認を行うものでございます。今月中に、第4回目の弁論準備手続が開催されることとなっております。

続きまして、3点目、供用の開始予定の御質問がございました。健康増進施設、にここ温泉しうらの供用開始日ですが、今後改修の工事を発注することとしておりまして、その時点で工期が設定されますので、それによっておおよその供用開始日を見込むことができるものと考えております。

以上でございます。

○木村 博副議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。まず、再質問ということであれなんですけれども、経過の概要ということで御説明をもらいました。一般の方々もそうなんですけれども、やはりとにかく早く直してもらって、開業をしてもらって、使ってもらいたいというのが私たちの思いなので、できるだけ早く、早期に改修工事、改修工事もそうなんですけれども、やってもらいたいなと思っております。

あと、2点目の対応についてなんですけれども、改修工事ということで御説明ございました。先ほどの検査というか、そのあれになっちゃうんですが、1点だけちょっと聞きたいことがございまして、当初令和6年5月7日に担当課のほうから説明あったときに、打診検査ということであったんですけれども、これは業者さんでやったのか、市の職員も携わってやったのか、そこだけちょっとお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 打診検査に関しては、予備的に市の建築住宅課の職員がまず行って

いると記憶しております。

○木村 博副議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。その検査も行って、いろいろオーケーが出て改修工事ということになったと思いますので、できるだけ早急に対応をお願いしたいと思います。

3点目の今後の方針についてなんですけれども、ちょっと聞きたいのは、当初完成しましたら内覧会的なものをやるということになっていたはずなんですけれども、例えば完成しました、住民に対してそういうふうに見学会とか、そういう内覧会とかはやるんでしょうか。そこだけちょっとお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 開業に当たっての内覧会等については、開催する方向で検討しております。

○木村 博副議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。それに伴うんですけれども、今の段階で1年以上たっているんですけれども、それに今の内覧会に伴ってセレモニー等とかもやるんでしょうか。その点もお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 今セレモニーというような形というふうに私はちょっと受け取りましたけれども、内覧会、セレモニーともに開催を予定しております。

○木村 博副議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。実を言うと、これ何か楽しみにしている方がいらっしゃるみたいで、そういうのを聞いていました。例えば完成に当たって、そういうのをやるのと。いや、ちょっとそれ私も今の段階では言えないけれどもということであって、その方には御説明はしたんですが、今の答弁ではそういうのも行うということで、その方には伝えておきますけれども、ぜひそういうのをやっていただきたいと、セレモニー等をやっていただきたいと思います。

あともう一点なんですけれども、これちょっと私の思いというか、意見というか、ちょっとあれで、答弁できない場合はこれはしょうがないですが、例えばなんですけれども、その前後は別として、もうかなり時間もたちました。例えば住民の方々に無料開放するとか、そういうふうなサービスのなると言うところちょっとあれなんですけれども、そういう何かイベントというか、そういうのをお考えなのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 先ほどセレモニー及び内覧会については、開催する方向というふうにお答えをいたしました。無料のお話、申出ございましたけれども、内覧会等の持ち方について、そういったことも踏まえながら内容を検討させていただきたいと思います。

○木村 博副議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。ぜひそういうのも踏まえてもらって、住民の方々にPRをしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今回伊藤議員、私の後にすぐ秋田議員もやられると思いますけれども、皆さん多分にここ温泉いづやるんだべなということで、気にはしていると思いますので、ぜひ早急にやっていただきたいということと、早く開業していただいて、五所川原市民の皆さんに使ってもらおうというのを心から願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

次に、8番、秋田幸保議員の質問を許可いたします。8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 皆さん、改めましてこんにちは。市民の声を聴く孝志会の秋田幸保です。質問の前に、台風10号が熱帯低気圧と変わりましたが、西日本に大きな被害をもたらしました。この台風10号で亡くなられた皆さんにお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々へお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。私の今定例会の質問は、当市のスポーツ振興に係るスポーツ推進委員についてと市浦地区に建設している五所川原市健康増進施設についてです。

通告の1点目は、スポーツ推進委員についてです。スポーツ推進委員は、皆さん既に御存じのとおり、スポーツ基本法第32条のとおり、市町村におけるスポーツの振興に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うもので、職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中からスポーツ推進委員を委嘱するもので、非常勤であると定義されております。スポーツ基本法第32条の抜粋から御紹介させていただきました。当市においても、これに基づきスポーツ推進委員の適正な配置をしていることと思います。

そこで1つ目の質問ですが、当市のスポーツ推進委員の現状について伺います。当市のスポーツ振興を推進するに当たり、スポーツ推進委員の協力も必要不可欠だと考えておりますが、現在何名の方がスポーツ推進委員として委嘱されているのか伺います。

2つ目は、市民の皆さんが毎日健康でよりよい生活が送れるように、市では様々な部署において市民の健康に関する教室やイベントなど、健康に関する各種事業を展開しておりますが、スポーツを通じて市民の健康寿命の延伸やスポーツ体験学習による健康維持なども必要であると考えます。

そこで2つ目の質問です。スポーツ推進委員の活動状況について伺います。スポーツ推進委員の事業やイベントなどを含め、スポーツ推進委員はふだんどのような活動をしているのか伺います。

3つ目は、市民の皆さんの健康をスポーツの観点から考えたとき、ハードな競技スポーツやソフトな軽スポーツ、障害者スポーツや健康維持のためのスポーツなど、いろいろなことが考えられますが、様々なシーンにおいてスポーツ推進委員のサポートが必要になるケースが数多くあると思います。

そこで3つ目の質問ですが、スポーツ推進委員の技術力向上のための取組について伺います。スポーツ推進委員の技術力を向上させることは、スポーツ推進委員の様々な活動により、市民の皆さんがスポーツを通じて健康維持や健康増進につながると思います。スポーツ推進委員の技術力を向上させるために、どのような活動をしているのか伺います。

通告の2点目は、五所川原市健康増進施設についてです。五所川原市健康増進施設については、令和5年第4回定例会に質問させていただき、数名の議員からも、そしてまた今日2名の議員も質問されております。このことから分かるとおり、市浦地区の皆様をはじめ、市民の皆様や地域の皆様も開業を心待ちにしているのは言うまでもありません。

当該施設は、当初令和5年4月1日を開業としておりましたが、資材納入遅れなどの影響により工期が延長され、開業日は昨年8月11日に予定していたところ、浴槽からの漏水が発覚し、開業の延期が決定されました。その後、現在まで開業の見込みの日が示されないまま、1年以上経過しました。理事者側からは、随時進捗状況の報告がなされているところですが、解体工事の工期を1か月延長したと説明を受けております。

そこで、1つ目の質問です。既に解体工事は終了したと思いますが、現在までの状況をお示しく下さい。

2つ目の質問として、今後の開業までのスケジュール、特に開業の見込みの日について伺います。

以上、スポーツ推進委員についてと五所川原市健康増進施設について、理事者側の誠意ある答弁をお願いし、私の1回目の質問といたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それではまず、スポーツ推進委員の人数についてお答えいたします。

五所川原市スポーツ推進委員に関する規則では、定数20名以内となっており、現在の委員の人数は12名となっております。

続きまして、活動状況についてお答えします。毎年、市民を対象に軽スポーツの講習会や体験会などをメインにしたイベント等を中心に活動しております。また、教育委員会主催の学区対抗体育大会等各種スポーツイベント等に協力をしていただいております。

続きまして、スポーツ推進委員の技術力向上の取組についてお答えいたします。スポーツ推進委員は、青森県や各種協議会等で開催している研修会等に参加し、技術力向上に取り組んでおります。また、現在軽スポーツ以外の各種スポーツについても、技術力向上のためのスポーツ推進委員派遣要綱を作成し、派遣要請があった場合、要望に応えられるよう研修会等を行うなど、技術力向上に向けた取組を考えております。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 解体工事の工期延長から現在までの状況についてお答えをいたします。

解体工事は、漏水の調査等を実施したことから工期を延長しましたが、令和6年6月24日に完成し、7月1日に引渡しを受けております。解体後の状況を確認し、当初の設計図書と同等以上の性能となる浴室及び浴槽とするため、改めて改修工事設計業務委託を発注し、先日8月30日になりますが、完了届を提出いただいております。

失礼いたしました。今後のスケジュールについて答弁漏れがございましたので、追加をいたします。供用開始に向けた今後のスケジュールでございますが、先ほどの成田議員への答弁と重複いたしますけれども、今後改修工事を発注する段階で工期が確定いたしますので、その段階でおおよその供用開始日を見込めるものと考えております。

○木村 博副議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございました。これから再質問に入りたいと思います。

まず、スポーツ推進委員についてです。現状については、12名のスポーツ推進委員が配置されているとのことでした。先ほどの教育部長の説明にあったとおり、スポーツ推進委員派遣要綱を作成し、派遣要請があった場合、要望に応えられるよう研修会等を行



うとの説明がありました。派遣要綱や研修会、体験教室、イベント等が増えることも想定されますので、12名のスポーツ推進委員の方に過度な負担が生じないように対応していただきたいと思えます。

また、必要に応じてスポーツ推進委員の増員やその際の予算確保も含め、適切な対応で引き続きサポートをお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。これについての再質問はありません。

2つ目の活動状況についてですが、以前私も五所川原市に籍を置き、教育委員会のスポーツ推進委員のお仕事をさせていただきました。そのときの話ですが、コロナ前のこととなりますけれども、スポーツ推進委員が小学校長の協力を得て、小学校で実際に小学校のクラブの時間に子供たちに軽スポーツを指導したと、外部コーチ的な役割も果たしていたこともありました。先ほどの部長の回答の中に、講習会や体験会、イベントには、小中学生を対象としたものもあるのかないかちよつと確認できなかったもので、その辺をお聞きします。また、今述べた外部講師としての派遣など、今後考えているものがあるのか伺います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 小中学生を対象としたイベントがあるのかと、また外部講師としての派遣など考えているのか、そういったことについてお答えいたします。

毎年開催している学区対抗体育大会の際に、小学生を対象にした軽スポーツ、今年度でいいますとドッジビー、フリスビーを利用したドッジボールなんですけれども、それを開催しております。具体的に、南小学校、中央小学校、栄小学校、それぞれの子供たちが参加しております、合計で42名の参加となっております。

また、外部講師としての派遣については、スポーツ推進委員と任意団体である生涯スポーツ推進協議会とで連携し、学校やP T A及び地域団体等から要望があった際には派遣できる体制は整っておりますので、今後この制度を広く活用していただくよう周知に努めてまいります。

○木村 博副議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございます。小学生を対象に行っているということでした。今後はぜひ中学生の体験の場も提供してみてもどうかと思えますので、御検討いただければと思えます。よろしくお願ひします。

外部講師の派遣については、生涯スポーツ推進協議会と連携して派遣できる体制が整っているとのことで、このことをもっともっと広く周知して、実現していただきますようお願い申し上げます、この再質問を終わります。

3つ目の技術力の向上の取組についてです。スポーツ推進委員の技術力向上のために、部長から研修会を行うことを考えているとありました。この内部研修ですとか、外部研修ですとか、具体的にいつ頃からどのようなことを考えているのか伺います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今後予定している研修会の内容等についてお答えいたします。

研修会の内容ですが、スポーツ指導者等を招いて、技術力向上のため、より実践的な指導をするためには何をすればよいかなど、テーマを設けて行い、スポーツ推進委員だけでなく、地域スポーツの指導者も参加できるような研修会を今年度末までに開催できるように考えております。

○木村 博副議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございます。今年度までに開催できるように考えていて、地域スポーツの指導者も参加できるものにするとのことで、スポーツ推進委員の技術力向上とともに、数多くあるスポーツの指導者のレベルアップにもつながり、当市のスポーツ振興に大きく貢献できるものだと考えます。本当に素晴らしいと思います。ぜひ今年度内の開催をお願いいたしまして、スポーツ推進委員についての質問を終わります。

次に、五所川原市健康増進施設についての再質問に入ります。解体工事は完成し、引渡しを受けており、同等以上という話がありましたので、よりよいものにするために、改めて改修工事設計業務委託を発注したというところでした。これについては、早急に改修工事を発注していただきたいと思いますが、令和5年第4回定例会において、開業延期に伴う市が本来負担する必要のない経費について、指定管理者である五所川原市社会福祉協議会への委託料の額を質問したところ、月額70万円程度という答弁がありました。非常に大きな額だと感じました。開業延期から1年以上が経過して、本来市が負担する必要のない経費のうち、社会福祉協議会へ支払った委託料が幾らになっているのか伺います。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

秋田議員が御指摘のとおり、令和5年第4回定例会におきまして、委託料の月額について、社会福祉協議会が雇用した職員5名がフルタイムで勤務した場合という前提を置きまして、およそ月額70万円程度とお答えをしております。ですが、実際には、職員には勤務シフトがあり、常時5人の職員が駐在するわけではありませんので、またあと開業のめどが立たず、勤務ができなかったために休業補償において対応したこと、これら

によりまして令和5年度の実質的な委託料は、月額に換算しますとおよそ40万円程度となっております。

次に、今年度であります、令和6年度については、社会福祉協議会の雇用した職員5名の雇用期間が昨年度末で満了したことから、事務的な経費、機械警備等々でございますが、それらの経費が、月によって多少の増減はあるものの、委託料月額はおよそ月8万円程度と見込んでいます。

○木村 博副議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございます。本来市が負担する必要のない経費、これについては市の損害と考えております。今後はこれについても、工事の進捗状況などと併せて教えていただければと思いますので、ぜひ御検討ください。

次の再質問ですが、健康増進施設の完成に向けた進捗状況等、今日お答えいただいた内容について、市浦地区の住民をはじめ、多くの市民が非常に関心を寄せていると思います。先ほどの成田議員の質問にもありましたけれども、非常に多くの皆さんが関心を寄せている。今まで進捗状況について、市民に対しどのように周知をしているのかお答えをお願いします。

また、供用開始日が確定した場合、市民への周知方法をどのように考えているのか伺います。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

市浦地区住民に対しましては、令和6年2月21日に開催された市浦地域審議会場にて、また4月22日に開催された市浦町内会連合会通常総会にて、漏水発覚からの経緯と進捗状況、今後の見込みについて説明し、質問や御意見をお伺いしております。

供用開始日等が確定した際には、市の広報紙等を活用し、広く市民に周知をしてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 8番、秋田幸保議員。

○8番 秋田幸保議員 答弁ありがとうございます。市民の皆様が関心を寄せている健康増進施設ですので、市浦地区の皆さんに経緯と進捗状況を説明した内容を市民にも広く周知していただければよかったのではないかなと個人的に思いました。この健康増進施設については、開業の延期や延期の状況説明不足などで不信感を抱かれた市民や地域の方が少なからずいたようです。それでも皆さんは、開業を心待ちにしています。

昨年も申し上げましたが、一日も早く開業して、地元住民、市民に愛される施設となるよう、引き続き努力していただくことを切にお願い申し上げまして、私秋田幸保から

の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって秋田幸保議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時40分 散会



令和6年五所川原市議会第6回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

令和6年9月3日（火）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 16番 平山 秀直 議員
  - 9番 藤森 真悦 議員
  - 2番 和田 祐治 議員
  - 17番 桑田 哲明 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員  |
| 3番 伊藤 雅輝 議員  | 4番 木村 清一 議員  |
| 5番 高橋 美奈 議員  | 6番 藤田 成保 議員  |
| 7番 金谷 勝 議員   | 8番 秋田 幸保 議員  |
| 9番 藤森 真悦 議員  | 10番 黒沼 剛 議員  |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員  | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 |              |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健康推進課長	古 川 竜 大
介護福祉課長	石 田 幸 嗣
子育て支援課長	山 内 かおり
農村整備課長	小山内 順 也
商工観光課長	吉 田 純 也
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
都市・交通課長	外 崎 洋 文
経営管理課長	飛 鳥 順 一
社会教育課長	棟 方 龍 峰
図 書 館 長	山 内 淳

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 工 藤 義 人  
次 長 今 智 司



---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

昨日、1番、花田勝暁議員の一般質問中、合葬墓の県内10市における供用開始自治体中に「むつ市、」が含まれているため、これを訂正し、開始していない自治体中に「むつ市、」を加え、「・・・」を「5市」に訂正したいとの申出があり、議長においてこれを許可いたしたいと思っておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力のほどをお願いいたします。

まず、中暑いんで、上着を脱いでも結構でございます。

それでは、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目として、少子化対策についてお伺いいたします。我が公明党は、児童手当の創設をリードしてまいりました。生みの親であり、一貫して拡充を推進してまいりました。育ての親でもあります。1968年、他党に先駆けて独自の児童手当法案を国会に提出、地方議会でも推進し、1972年に国の制度として実現したのを最初といたします。自民党との連立政権に参加する前の1999年度時点では、第1子への支給総額は3歳未満まで18万円でしたが、政権参加後、対象年齢や支給額が大幅に拡充されました。今年10月分からは所得制限を撤廃し、支給期間も高校生年代までに拡大、総支給額は第1子の場合、現行最大209万円から最大245万円へ飛躍的にアップします。また、児童扶養手当

も拡充してまいります。

そこで、まず（１）は、児童手当の拡充はどのように拡充されるのか、市内の対象人数、また予算総額は幾らになるのかお尋ねいたします。

（２）は、児童扶養手当の拡充金額、対象人数、予算総額は幾らになるのかお尋ねいたします。

次に、通告の第２点目、豪雨災害対策についてお伺いいたします。その中で、住宅地の過去の氾濫した堰の整備状況についてお尋ねいたします。その第１点は、漆川の氾濫した堰の整備状況と今後の見通しはどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、第２点は、稲実米崎地域の堰の整備状況と今後の見通しはどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、通告の第３点目、堺野沢ため池決壊防止対策についてお伺いいたします。堺野沢ため池の堤防の状況は、亀裂、保護ブロックのはみ出し、漏水と思われる出水などが見られ、震度３でも堤防に亀裂が増え、劣化が進んでおります。このため、大雨が予想される台風や強い地震が発生した場合、今の堺野沢ため池の堤防の強度劣化状況、亀裂可能性が非常に高いと調査されております。

そこで、（１）ですが、地域住民からの度重なる要望に対する対応について、水野尾町内会長はじめ町内会からの堺野沢ため池決壊防止対策について、どのような対応を今日までされてきたのかお尋ねいたします。

（２）として、県が調査した結果を示した堺野沢ため池診断書と水野尾町内会が独自で専門家と一緒に調査した診断書とが不一致となっている状況について、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

次に、（３）は、堺野沢ため池の防災工事に関して、今後の見通しと対応策についてお尋ねいたします。

以上で１回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、１回目の質問を終わります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 それでは、児童手当及び児童扶養手当の改正、拡充内容について御説明いたします。

まず、児童手当の改正内容等につきましてではありますが、児童手当法に基づき、現在は中学校卒業までの児童を養育している方を対象として支給されておりますが、令和６年１０月分、令和６年１２月の振込分から大きく改正されることとなります。改正内容とい

たしましては、1つ目に所得制限の撤廃、2つ目に支給対象年齢を15歳から18歳まで引上げ、3つ目に第3子以降の支給額を月額1万5,000円から月額3万円に増額、4つ目に第3子以降の算定に含める対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までから22歳到達後の最初の年度末までに延長、最後5つ目に支給回数を従来の6月、10月、2月の年3回から年6回、偶数月に変更いたします。

また、対象世帯数は、現在市から受給している世帯数が約2,500世帯であり、受給していない世帯のうち、高校生のみ養育世帯が約490世帯、公務員世帯及び所得上限超過世帯が約670世帯となっております。

周知方法につきましては、高校生のみ養育世帯及び所得上限超過の世帯は、新たに認定の申請が必要となることなどから、全ての世帯に8月下旬から9月上旬までにかけて、個別に通知を発送する予定となっております。また、市ホームページや広報ごしよがわらにも掲載し、周知を図ってまいります。

あと、予算の規模、予算の内容でございますけれども、当初予算では5億2,366万円計上してございました。今回の拡充等により、このたびの9月補正で3,993万円増額補正となりまして、最終的に5億6,359万円というふうな予算となる予定でございます。

続きまして、児童扶養手当の改正、拡充内容等についてお答えをいたします。独り親世帯に支給となっている児童扶養手当法の改正により、令和6年11月分、令和7年1月振込分からの改正内容としては、1つ目に第3子以降の加算額について、現在の月額6,450円から第2子と同額の月額1万750円への引上げ、2つ目に受給者本人の所得制限限度額の引上げでございます。それに伴いまして、限度額超過により支給対象でない方が対象となる場合や一部支給の方が全部支給となる、そういった場合があるといった改正がなされます。

対象者数は、全部または一部支給となっている方が539名、所得上限超過により支給停止となっている方が60名となっております。なお、今回の制度改正に伴う新たな認定等の申請は必要ございません。

周知方法につきましては、毎年10月中旬頃に全ての受給者に対し、継続して受給するための現況届の結果通知を発送することとしておりますから、改正内容についてのチラシをそちらのほうに同封することとしております。また、市ホームページや広報ごしよがわらにも掲載し、周知を図ってまいります。

続いて、児童扶養手当の予算の規模でございますけれども、当初予算で2億5,763万1,000円を計上してございまして、今般の補正で378万3,000円増額補正をいたします。補正後の予算額として、2億9,141万4,000円の計上となる予定でございます。

以上です。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 漆川地区の堰の整備状況と今後の見通しについてお答えいたします。

一般財団法人東北電気保安協会、五所川原事業所裏側の総延長約300メートルの土水路において、令和5年度と6年度の2か年でコンクリート製品を敷設する計画であります。整備状況は、今年度分の敷設工事が現在も進行中であり、10月中の完了を見込んでおります。また、今年度でこちらの事業は終了となります。

続きまして、稲実米崎地区の堰の整備状況と今後の見通しについてお答えいたします。栄小学校東側からマエダストア裏側までの総延長約980メートルの土水路において、令和6年度から9年度までの4か年でコンクリート製品を敷設する計画をしております。なお、今年度は初年度であり、110メートルほど整備する予定であり、現在発注に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 水野尾町内会からの堺野沢ため池決壊防止対策の要望に関してお答えいたします。

令和3年度に水野尾町内会からの要望書が提出され、ため池堤体の状況を確認するため、町内会、県、市及び土地改良区で現地調査を行っております。

また、堤体上部のひび割れは、活断層の影響の疑いがあるとの水野尾町内会の意見につきましては、国の地質官による現地調査及び文献調査を実施した結果、活断層の影響を強く疑わせるような印象はないとの見解が得られました。堤体上部の市道アスファルト舗装のひび割れについては、その後補修を実施しております。

そのほか、金山地区のハザードマップと堺野沢ため池のため池診断書の見直しを行っておりますが、堺野沢ため池については、現時点で早急に工事を実施する必要な箇所はないと判断し、管理者である土地改良区が随時見回り、点検を実施しているところであります。

次に、県の堺野沢ため池診断書と水野尾町内会が示したため池診断書の不一致についてお答えいたします。県のため池診断書は、ため池の防災、減災対策の優先度を、シミュレーション解析により想定される決壊時の被害、漏水、クラックの有無等により判断する堤体の劣化状況、堤体の土質と堤高により判断する堤体の強度、この3つの要素を指標として総合的に判断したものです。

町内会によるため池診断書は、被害家屋の件数など、数値の根拠が示されていないため、県によるため池診断書と一概に比較することはできないものと考えております。

市といたしましては、町内会によるため池診断書は、地域住民の防災意識が反映された参考意見として受け止めております。

最後に、堺野沢ため池の防災工事に関して、今後の見通しと対応についてお答えいたします。防災工事は、青森県ため池の安全・安心力アップ中期プランに基づき、防災、減災対策の優先度が高いため池から工事を実施しております。

堺野沢ため池につきましては、国の地質官の調査結果、ため池診断書の判定、土地改良区による日常点検や水管理等の状況から、経過観察を継続し、管理を行っていくこととしています。

今後ため池に関しては、土地改良区等の管理者及び関係機関等と現状や維持管理について情報を共有し、ため池の状態が変化した場合は、防災工事の実施時期等を協議し、対応をまいります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らせていただきます。一問一答でよろしく願いいたします。

まず、通告第1点目の少子化対策についての(1)の児童手当の拡充、これについては予算総額が大幅に増額して、5億2,000万円から5億6,000万円というふうにして拡充されておりますけれども、まずこの予算の財源、内訳、これをお尋ねいたします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

このたびの補正は3,993万円でございますけれども、当初で5億2,366万円の事業費に対して、国庫支出金が3億6,175万9,000円を計上してございました。今回の補正で、国庫財源を5,589万3,000円増額いたしまして、県及び市の一般財源を798万1,000円減額するものでございます。

財源の内訳になりますけれども、児童手当に関しては3分の2が国庫財源というふうになってございます。残りは、県と市で財源を持つということになってございます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 前置きはいいいので、要は私が聞きたかったのは、児童手当の予算総額、拡充した予算総額全体で国が何割、残り県、市が何割と、そこだけ聞きたかったので、よろしく願います。一番肝腎なところになっていくので、市の持ち出しがど

のくらい出るのかなという、今最後におっしゃっていただいたので、それで結構でございます。

児童扶養手当についてはどうなりますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

まず、先ほどの答弁を私申し上げた中で、訂正がございましたので、まずそちらのほうから申し上げさせていただきます。当初予算が、先ほどの答弁では2億5,763万1,000円と申し上げましたが、正しくは当初予算は2億8,763万1,000円でございます。補正額並びに補正後の予算額に関しましては、先ほどの説明のとおり補正額が378万3,000円、補正後の予算額が2億9,141万4,000円ということで、おわびして訂正させていただきます。

それでは、児童扶養手当の財源の内訳について御説明いたします。補正後の予算額で説明いたします。このたび補正後は、繰り返しになりますけれども、2億9,141万4,000円でございますが、国庫財源が9,713万8,000円となります。市の一般財源が1億9,390万円となります。財源の内訳は、全体に対して国の財源が3分の1という負担割になってございます。残りが市の持ち出しということになります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 少子化対策の様々な予算措置に関して、県の予算のことについて、るる細かく昨日は答弁がありましたけれども、ちょっと児童手当に関しては比でないぐらい、言葉は児童手当と手当ぐらいの感じですけども、非常にこの児童手当の拡充、児童扶養手当の拡充というのは、予算規模も大きいし、子供たちの実質的な生活、生計にとって大変重要な予算措置であるというふうにして認識して、今日まで一生懸命我が党も拡充ということを訴えてまいりました。いよいよ所得制限が撤廃され、高校卒業するまでこれが、手当がいただけるということで、大きく五所川原の少子化対策について貢献されるものというふうにして認識しておりますけれども、市長、この少子化対策、児童手当、児童扶養手当についての予算措置、もちろん学校給食費も重要でございますが、この点、今の補正予算について予算措置されましたけれども、どのように認識していますか。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 国においても全面的に少子化対策に取り組んだものが、こういう形で出てきているなと思って、非常に心強いという認識を持っております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 国挙げて少子化対策に取り組んだ予算措置だというふうにして認

識しておりますので、当市もしっかりと今後とも少子化対策について、前向きに前進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

通告の第2点目の豪雨災害対策についてお尋ねいたします。第1点目の漆川の堰の判断状況と整備状況について、長い間この漆川の堰の問題というのは、非常に距離が300メートル以上ということで心配されてきましたけれども、ようやく令和5年、令和6年というふうにして完成に至ります。これについて、私1点お尋ねしたいんですけれども、この豪雨災害の災害状況というのは、非常に近年変化しつつありまして、この点を踏まえた対応ができる堰の整備に、今年の10月で完成するということですが、漆川、稲実もそうですけれども、この10月に完成する漆川、これについて今後の豪雨災害の変化にも対応できるように整備される見通しなのか、この点お尋ねします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 市内には、漆川以外にも堰の整備が今後たくさんございます。それで、過去5年間で総延長2,182メートルほど、いろんな地区をやってまいりましたが、今後においても堰に関しては、逼迫している豪雨災害に対応するべく、今後も優先順位をつけながら整備したいと思っております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今回の台風10号がこの五所川原、津軽地域、東北地方を避けて進んで、温帯低気圧に変わって大変安堵しているわけですが、ただ五所川原市でもかなりの集中豪雨があって、実際に一ツ谷地域でも道路の冠水とかがあったというふうにして報告、住民からも連絡があったりとかしておりました。このように堰の問題は、道路の冠水、そして住宅の床上浸水に直結する災害になり得るものですので、地震だけでなく、豪雨災害については非常に近年心配されておりますし、その対応が本当に難しい、気候状況の変化によって大変難しい、変化に対応する対策を講じていかなければいけないというふうにして思っております。当初の立てた計画以上に毎年起こる豪雨災害を想定して、その変化にも対応していった計画をしていかなければならないというふうにして私は認識しております。

例えば稲実米崎、これ980メートルと非常に長い距離にありますけれども、今年は110メートルですか。そうすると、あと何年かかるんでしょう。全部到達する、整備終わるまでというのは、七、八年ぐらいはかかるんでしょうか。この間に、また整備の仕方というのを見直さなければいけないような場面に必ず直面するのではないかなと思っておりますけれども、この点稲実米崎地域の整備についてどのように認識しておりますか。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 稲実米崎地区の堰の整備でございますけれども、先ほども申し上げましたが、令和6年から9年度の4か年で事業を見込んでおります。総事業費は約8,000万円見込んでおりますけれども、今後物価高騰、いろんな材料の高騰がありましたら、進む距離も、今年に限っては110メートルですけれども、来年に限って予算の配分が多く回れば少しは早まるし、予算の配分が少なければ、4か年で事業を整備する予定が5年、6年となることも予想されます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 今報道で言われているような内水氾濫というんですか、市街地の側溝、整備されている側溝から噴き出して、道路まで広がってしまっていて、道路が冠水し、床上浸水に近づいていく、床上浸水になるということで、五所川原市でも災害ハザードマップつくっておりますけれども、その災害ハザードマップによれば、色ついたところとか、横に避難するとかというだけではなくて、横に避難するだけでは床上浸水を免れない地域コミセンとか、集会所とか、体育館とかありますので、今度は縦に避難しなければいけないというような避難の仕方も想定されてきているというふうにして認識しております。

この点、堰の氾濫というのは、住宅街にとって直結する災害なので、避難の仕方というのも大変重要だと思いますけれども、堰の整備状況について、この災害、どのように今後認識していくのかお尋ねします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 今回の大雨による被害が、合計で道路冠水が一応8か所確認されております。土木課では、8月31日に把握している20か所近くを見回り、8か所の冠水ということでありました。

それで、今回の大雨による3時間の降水量が観測史上最大ということでありまして、予測はしていたものの、道路の側溝の水を回すことができませんでした。大雨に関してですが、今後も激甚化する大雨などの災害に対しては、側溝整備など、ハード対策を着実に進めるとともに、市民への避難情報の提供や防災教育などのソフト対策も重要となってくると考えておりますので、関係部署と連携を図り、一体となって対策をしてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 市長にお尋ねですけれども、先ほど申しましたように、今までの従来のハザードマップで避難所、避難の仕方、これを各住民が認識して、それで避難するというだけでは、さっきも申し述べたように、避難の仕方が大きく指導性が変わって



きているという認識を私はしておりますが、今後の五所川原市内の住民の方々へ、避難の仕方というのは横に避難するのではなくて、縦にも避難することが必要なんだということの災害教育というんですか、これが必要なのではないかなと思いますけれども、今の豪雨災害とかを御覧になってどのように認識されておりますか。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まずは、今回8月31日の土曜日、朝方から3時間にわたっての降雨量が五所川原の観測史上最大量降ったということで、3時間で75ミリ降ったわけですが、それによって市内の被害が床下浸水が2件、そして道路の冠水が、先ほど建設部長が言ったような十数か所、20か所近くで確認をされています。まずは、今日既に打合せをして、その箇所を堰を含めた側溝、水の流れをもう一度検証しながら、優先的にやはりハード事業をしていかなきゃいけないということです。

そして、ハザードマップでございましてけれども、水害に対する自助の最大の避難は、2階建てであれば2階にまず避難をするということができる限り、町内会あるいは防災対策を取っている町内と話をし、広めていきたいと思っております。一昨日、市浦において、市浦の住民、町内連合会、そして五所川原の町内連合会と合同で青森中央学院大学の准教授を呼んで、災害に対する対策をしっかりとしなければいけないということで、非常に参考になる意見が出てきておりますので、今後の水害に対する避難の考え方もいまま一度、もう一度防災管理課等を含めて対応していかなければならないと。特に高齢化が進んでいる中で、どのような避難の仕方を優先するかということをもう一度行政も認識をしなければいけないし、住民一人一人、町内会を通しながら、認識を新たにするような取組が必要だという認識を持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 認識のされ方も、時代とともに災害避難の仕方も変わってきておりますので、これを役所の皆さんと一緒に共有しながら、住民にその情報というのをしっかりと提供しながら、今後の災害に備えていきたいなというふうにして思っていますので、よろしくお願ひします。

それから最後に、第3点目の堺野沢ため池の決壊防止対策についてお尋ねいたします。皆さん御承知のように堺野沢ため池というのは非常に大きな、水野尾の山手のほうにある大きなため池でございまして、その下のほうにある堤防、これが亀裂が入っていたり、道路がひび割れしていたりとか、これは地震の影響も多分あるというふうにして認識をしておりますけれども、これの県の調査と町内会の独自の調査が不一致しているけれど

も、県のほうが正しいんだというような認識のされ方というのはどうなのかなというふうにして私は思っております。

水野尾町内会の方々というのは、地元の住民の方々なので、日々刻々と堺野沢ため池の状況を把握している住民の方々でございますし、そこで農作業をやりながら生活し、心配もされているという住民の方々でございます。なので、まずこの調査の仕方と認識のされ方、令和3年に県のほうで調査されたようでございますけれども、どうも納得がいない町内会のほうでも独自で調査されている結果、災害危険度の認識は県のほうでは低いランクをされておりますけれども、町内会のほうでは非常に高い5というランクをつけております。この点の不一致について、なぜこのように一致していないのかお尋ねいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、県によるため池の診断は、決壊時の被害や堤体の劣化状況、堤体の強度、こういったものをシミュレーション解析やボーリング調査などにより判定しております。水野尾町内会の診断書につきましては、診断の根拠というものが示されておりませんので、一概に県の診断書と比較することは困難であると考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 県の診断というのは、市の職員も一緒に立ち会ったの調査だったんでしょうか、その点お尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 県のため池の調査に関しましては、青森県土地改良事業団体連合会、そちらのほうで委託を受けて実施していると聞いています。そちらの専門家が調査を実施して、それを基に県が判断したもので、市の職員についてはそれには立ち会っておりません。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 やっぱり現場の直接の自治体の職員、建設部の職員、災害の関係の職員も併せて地元町内会のほうと一緒に立ち会って、そういう堤防の状況というのを認識される必要があるんじゃないかなというふうにして思っておりますし、それから令和3年度の調査ではなくて、もっと令和5年、6年というような近々の状況もきちんと把握されていかないと、毎年日々刻々と堤防の状況というのは変化しておりますし、実際に大雨が降ったりなんかしているときに、亀裂から水が漏れているというような状況

も報告されております。ですから、この点よろしくお願ひしたいなというふうにして思っております。

それから、いま一度この堺野沢ため池が決壊した場合、どのような影響が出てくるのかということをもう一度認識していただきたいなと思います。堺野沢ため池の下のほうの堤防が決壊すると、まずその下にある畑は行ってしまうわけですがけれども、さらにあそこのため池は大きいのですので、津軽自動車道で遮られるのではないかなと言いますけれども、津軽自動車道の間、間に道路がくぐってしまっていて、その道路からばあっと水野尾、あの川は……

(「松野木」と呼ぶ者あり)

松野木川に流れいくというような非常に心配がされる。ところが、松野木川にそういう決壊したため池の水が入る前に、松野木川自体がもう水害、氾濫しているのではないかなというようなことの心配がありまして、そこが決壊すると松島小学校とか保育園、それから米田の住宅街のほうにずっと影響が及ぶ心配がされておりますけれども、この点認識をどうされているのかお尋ねします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今議員御指摘のとおり、大雨によりまして、例えば洪水、ため池の決壊が発生した場合、やっぱり避難ということが必要になってくると考えてございます。浸水が想定されていない地域に立地する避難所や垂直避難が可能な2階建て以上の学校などの施設を開放することとなりますけれども、大雨でため池が決壊する想定では、今御指摘のとおり松野木川などの河川の越水、浸水が発生することが予想されますので、被害状況や気象予報などの情報収集に努めまして、安全確認をした上で避難所を開放してまいりたいというふうに考えてございます。

また、浸水想定が自宅2階まで達しないのであれば、先ほど市長からもありましたけれども、食料、水、トイレなどの備えをした上で、自宅の2階への垂直避難をしていただくことも選択肢の一つだと考えてございます。

以上でございます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 堺野沢ため池の防災工事に関して、今後の見通しはもっと優先順位が高いところから、これはもちろんだと思います。優先順位が高いところをやっているかなきゃいけないですけれども、ただいざ決壊された場合の被害状況を考えたときに、堺野沢ため池というのは非常に災害が大きく発生する可能性をはらんでおります。なので、岩木川の堤防と同じです。それほど、岩木川が氾濫すれば、もう五所川原みんな行

ってしまうぐらいの影響を及ぼしますので、堺野沢ため池が行けば松野木川が行ってしまうぐらいの心配をしておりますので、その点も踏まえて今後の豪雨対策を絡めて、災害についてしっかりとした認識を基に工事を考えていただけないものかということで、町内会のほうからも強い要望が上がっておりますので、この点どのように認識しておりますでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 堺野沢ため池につきましては、早急な対策は必要ではないという判断で、優先度に応じた防災工事が必要であると認識しておりますが、それは現時点では工事の計画がないということではありますが、いずれは工事は実施されるものと考えております。ですので、現在であればため池の状態を常に確認しながら、状況が変化した場合は関係機関と協議しながら、工事の実施時期を検討してまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 最後になりますけれども、水というのはやっぱり怖いですよ。ちょっと亀裂したところからばっと広がりますから。水道管の破裂でも同じです。ちょっとした亀裂のところから水害が出るということです。なので、まだちっちゃいからなんていうような認識ではなくて、それが毎年浸食して、大きな災害につながる可能性をはらんでおりますので、ぜひとも百年の大計に立って、堺野沢ため池が整備されてから、もう私議員になって当初の頃です、あれできたのは、整備されて。そこからもう何十年もたっているわけです。それなので、非常にそろそろ心配されるため池であるということの認識の下に、ぜひとも前向きに検討していただければと要望して終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、議場にいらっしゃる皆様、そして議場にいらっしゃる理事者の皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、改めましておはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。今回も市民の声を背に、市民目線で、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告の1点目でございます。高齢者支援対策についてでございます。まずは、介護現場の現状について質問します。厚生労働省の政策で、地域包括ケアシステムという取組があります。団塊の世代が75歳以上となる2025年度をめどに、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、在宅で自分らしい暮らしを人生の最期

まで続けることができるよう、住まい、医療、介護などの支援が一体的に提供されるシステムの構築を目指すとうたわれています。

6月22日に、介護報酬改定が公表されました。介護サービス全体で1.59%の引上げ、過去2番目に大きい上げ幅となっています。しかし、介護報酬の改定は3年に1度です。他業種の毎年の賃上げで賃金格差が広がり、介護人材の離職や、近年の光熱費や物価の高騰で、介護事業所の送迎業務におけるガソリン代をはじめとしたエネルギー関連費用の負担増など、一部介護事業の経営は逼迫していると言われてしています。

また、訪問介護サービスの基本報酬が、一部の事業所の利益率が高いなどの理由により引き下げられたことで、体力のない訪問介護事業所の主な収入源が減らされ、倒産が加速すると言われてしています。現に東京商工リサーチの調査によれば、2024年度上半期の介護事業者の倒産件数が過去最高を更新したと発表されました。介護業界は、もともとヘルパーなどの介護職員の高齢化が進み、慢性的な人手不足に陥り、介護職員の人材難がこれからさらに深刻化していくのではと考えられています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、事業所の倒産や人材難により行き場を失った高齢者が増加すれば、その影響が家族に向かいます。遠距離介護、介護離職、ヤングケアラー問題が叫ばれる中、地域の中ではなかなか目に見えない、把握しづらい部分ではありますが、その数が増えていくことが考えられます。

ここで質問したいと思います。当市での近年の事業所の廃業数と、廃業により入所者の引継ぎがうまくいかない等、市に寄せられる苦情や相談はどのような状況でしょうか。また、事業所における介護職員の人材難や賃金等の現状及び現場で働いている方々の声などは、市では把握されているものでしょうか。

そして、分かる範囲で構いませんが、遠距離介護、介護離職やヤングケアラーが当市にどれぐらいいると把握されていますか。また、将来的に当地域も増えていくと考えているのでしょうか。介護の現場の現状について、通告の1点目としてまとめて質問させていただきます。

通告の2点目でございます。EBPMの推進について。エビデンスに基づく政策等についてでございます。近年、自治体の政策立案にはエビデンスが必要だという意見をニュース、SNS等で耳にする方も多いのではないのでしょうか。エビデンスとは、辞書を引けば、証拠、根拠といった個人の感想や不確かな臆測ではない、裏づけとなる客観的事実のことを意味します。今まで自治体等で行われていたのは、このぐらいではないかな、また恐らくそうだろうなどの曖昧な根拠で政策を立案し、施策に落とし込むやり方が少なからずあるのではと考えられます。しかし、これからは確実な数値、データを根

拠にした政策をつくり、その検証も客観的データ等で行い、改善していくことが市民に向けた説得力と透明性につながるエビデンスに基づく政策立案ではないかと思えます。

では、どのようにエビデンスを集めていくのか、過去に発表された様々な研究、国、都道府県、市町村の情報はネットでも入手できるし、行政内のシステムサーバーの中には、他部署が知り得ない多くの情報も存在するのではないかと考えられます。エビデンスで最も重要なのは強弱です。例えば弱いエビデンスを基に、それに付随する認識が波及効果として広まり、その先にある行政内外のまちづくりの施策を推し進めれば、無駄な計画や予算と無駄な時間を費やすことにつながるのではないのでしょうか。

ここで、市民の皆様にも身近で分かりやすい例を示したいと思えます。画像をお願いいたします。こちらは、県がホームページで発表しております立佞武多祭りの集客数の推移をまとめた資料になります。この数字を見ていただければ分かりますけれども、令和元年以前と令和4年以降の数字を見ると、大きな乖離があることが分かります。以前と現在、果たしてどちらの数字の根拠、要はエビデンスの強度が高いと言えるのでしょうか。

ここで質問します。祭り期間中の観客動員数の算出方法を一昨年から見直し、また昨年からはさらに細かく計算していると伺っています。この算出方法について、分かりやすく教えていただけないのでしょうか。また、令和元年以前はどのような算出方法だったのか、併せて質問したいと思えます。画像を終わってください。ありがとうございます。

続きまして、通告の3点目でございます。菊ヶ丘運動公園を中心とした整備についてでございます。まず初めに、私公園の駐車場が以前からも足りないですという質問を何度かしております。実は昨年、これは多くの公園利用者からの要望で、西北地域県民局の駐車場が土日祝日 gara gara で空いていますよと、開放していただけないものではないかという相談をいただいております。画像をお願いいたします。このように、週末は公園に隣接するかなり広い駐車場が空いております。非常にもったいない。

その後、私は県の担当局長、そして西北地域県民局の局長に、市民イコール県民でございます。利便性向上のためにぜひ開放していただけないものではないかというような要望に伺っております。両局長からは、非常に前向きな回答をいただいているにもかかわらず、その下の地域連携部との交渉になると不可能だと。しまいには、駐車場は行政財産だから使用料を取るといわれるました。であるならば、例えば県と市がしっかりと規則等の書面を交わすので、ぜひ市民に開放していただけないですかと言っても、駄目だと言うわけです。画像を終わってください。ありがとうございます。

先日のニュースでも資料とともに紹介されていましたが、知事と市町村長との意見交

換の中で、来年度から地域県民局を廃止、局長も廃止、各事務所を設置し、本庁と連動して事業を実施していくとされています。また、文面には、専門性を発揮し、市町村をはじめ現場の意見を吸収していくという説明がされていました。要は、相当風通しがよくなるということです。県民局の事務所化に伴い、人員の効率化が行われれば、西北地域県民局の建物、駐車場、コープが入っていた食堂の空きスペース等々、有効活用も県と共同でこれから議論がされてくるのではと考えられます。そのことを加味した上で、公園の利便性向上策について、これからのビジョンについて質問したいと思います。

樹木、植物プレートの設置についてです。この質問は、令和5年第6回定例会でも質問をしております。理事者側の答弁の中では、様々な楽しみ方のできる憩いの場所としての公園を目指し、樹木、植物プレートの設置について検討していくという答弁がされています。材料費も安価なことから、今年に入り設置されるのかと期待をしておりましたが、現時点で設置がされていない状況でございます。その後の整備についてどのような状況でしょうか。

また、設置を検討されているのであれば、公園内の五所川原堰を中心に現在ハグロトンボが生息しています。画像をお願いいたします。このハグロトンボですが、日本国内では東京都で絶滅危惧種に指定され、それ以外では唯一青森県のみが準絶滅危惧種に指定をされております。先日も弘前市で、準絶滅危惧種の貴重なハナダカバチが生息していると新聞の1面に掲載されていました。このトンボは、年々数も減少し、町なかの公園に生息をし、その姿が見れることは非常にまれで、価値があるのではないかと考えます。樹木、植物プレートの設置のみならず、このような希少なトンボの紹介プレートの設置をしていただければ、ポテンシャルのある公園として多くの市民の皆様楽しんでいただけることにつながるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

また、市のプレート設置以外でも、図書館の子ども司書や小学生が手作りプレートを作る等の施策を考えていけば、より癒やされ、潤いのある公園づくりにつながると思いますが、いかがでしょうか。画像を終わってください。ありがとうございます。

続いて、これからのビジョンについてでございます。令和5年第6回定例会で私は、五所川原市営球場の利活用について、球場内を開放して、複合的に市民へ利用の幅を広げてもいいのではないですか。また、球場周りのフェンスが老朽化し、危険性があり、子供たちが遊んでいたら大けが、大事故につながります。市民が気軽に球場周辺を散策できるような整備が必要なんではないでしょうかと質問しました。理事者側の答弁では、野球場内は開放できないと。ただ、市営球場隣の芝生のサブグラウンドがあるので、ボール遊び等、無料で利用できます。サブグラウンドを利用させていただきたい。球場周り

のフェンスに関しては、部分的に現在撤去をしているが、残っているフェンスについても今後順次撤去していくと発言されています。そのとき私は、ではサブグラウンドが活用できるのであれば、ぜひ活用していただきたい。そのためにも告知や情報発信必要ではないんですかと質問しております。

画像をお願いいたします。現状はフェンスも傷み続け、歯抜けの状況で腐食も進み、撤去も進んでいない状況です。このように、周辺遊歩道も凹凸も激しく、散策されている住民から多くの苦情をいただいています。そして、こちらのすばらしいサブグラウンドです。こちらも情報発信、告知もなく、全く活用されていない状況です。

2026年には、国スポも控えております。運動公園内には、多くの人流が生まれます。この後も再質問で公共施設等総合管理計画の話もしますが、この市営球場、部分、部分を改修していくのか、改修しないのであれば廃止をするのか、存続するのであれば複合的な球場施設にしていくのか、P a r k－P F Iやt o t oの助成金を活用していくのか、西北地域県民局の敷地の利活用も含め、県と共同で総合運動公園にしていくのか、様々な考え方があると思います。体育館も約20年後には、大規模改修ではなく新築になると伺っています。菊ヶ丘運動公園内の大きな面積を占める市営球場周辺の整備も含め、将来ビジョンをどのようにお考えでしょうか、質問したいと思います。

以上、通告3点に関して、理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 介護現場の現状についてお答えいたします。

議員からは、3点ほど御質問があったかと思えます。まず、廃止した介護事業所数についてであります。近年では年間5件前後で推移しております。廃止された介護事業所を利用された利用者につきましては、今のところスムーズに次の介護事業者へ引き継がれており、苦情などは特にありませんが、福祉サービスを利用している方々の中には様々な事情を抱えているケースもありますので、相談があった際には真摯に受け止め、懇切丁寧な対応に努めております。

次に、介護職の人材難についてであります。今年の6月から7月にかけて、市内全ての介護事業所141事業所を対象に、介護人材に関するアンケート調査を実施し、124事業所から回答をいただきました。そのアンケートの中では、介護人材の充足度合いについても調査しており、不足気味、または慢性的に不足と回答した事業所が41.13%と約半数近くございました。さらに、アンケート調査では、介護職を募集しても応募者がいな



い、介護職が高齢化してきている、若い人材の定着率が悪い、外国人人材に頼らなければ運営できなくなる可能性が高い、長く続けられるフォロー体制づくりに努めている、賃金も上がってきているが、まだまだだと思うなど、様々な御意見があり、介護人材の確保などに苦慮している状況がうかがえます。

また、市内の事業所に勤務する介護職の賃金についてであります。詳細については把握しておりませんが、報道等でもありますように、当市においても他業種に比べると低いものと推察しております。

次に、遠距離介護、介護離職者数及びヤングケアラーの人数の詳細についてありますが、市では把握はしておりませんが、親の介護に伴う離職や親などの介護を行うヤングケアラーは、大きな社会問題であると市としても認識しており、関係部署と連携を図りながら、相談や支援に取り組んでいるところでございます。

市といたしましても、介護職の育成や資質及び技術の向上のための支援のほか、介護事業所側と連携を図りながら、介護職を志す人材確保のため、介護職の魅力啓発に努めるとともに、将来を見据えて若い世代に介護の大切さややりがいを学び、体験してもらう出前講座を実施することとしております。今後も介護職、介護事業所へどのような形で支援できるのかを引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 五所川原立佞武多の祭り期間中の観客動員数の算出方法についてお答えいたします。

観客動員数は、主催者である立佞武多運営委員会が算出しておりますが、今年度は運行コース上の7か所に観測地点を設置し、運行ピーク時に観測地点内の観客数を実測、そのデータを歩道などの観覧場所の面積を基に観客数を算出し、これに有料観覧席の利用者と飲食エリア内の来場者数を加えたものを観客動員数としているとのことです。

なお、令和元年以前の算出方法は、目視や交通量、宿泊施設の人数等を勘案した推測とのことであり、現在の算出方法と比べると精度は低かったものと思われま

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 菊ヶ丘運動公園の樹木、植物やハグロトンボの紹介プレートの設置についてお答えいたします。

菊ヶ丘運動公園内では、様々な植物などに触れることができますが、その一部についてQRコードのついた樹木プレートの設置に向けて、現在準備を進めております。こちらのプレートは、QRコードをスマートフォンなどで読み込むことにより、その場で樹木に関する情報を知ることができるものでございます。

なお、議員御提案のハグロトンボの紹介プレートにおいては、オオウバユリを紹介したような写真つきのプレートの設置に向けて、現在準備を進めております。

また、今後新たに設置するプレートにおいては、子ども司書や小学生による手作りによる作成なども検討しながら、関係部署と連携してまいります。

以上です。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市営球場のこれからのビジョンについてお答えいたします。

まず、議員から御指摘のあったサブグラウンド利用のPR不足についてでございますが、確かにPR不足は今までありましたので、このPRの方法などを再検討いたしまして、早急に周知を図ってまいります。

また、周辺の遊歩道下の樹木の根については、関係課と除去方法について協議し、順次撤去してまいります。

今後の市営球場の整備方針についてですが、現在協議をしているところでございます。いずれにいたしましても、菊ヶ丘運動公園としての一体的なビジョンも必要になると考えておりますので、関係各課と協議し、ビジョンの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。では、再質問していきます。

介護現場の現状について、様々な現場の声、アンケート調査を行ったと、非常に具体的な話が出てきたと思います。最後のほうに、これから若い世代に向けて出前講座というのを行っていくというお話がありましたけれども、それは具体的にどのようなことをされますか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 出前講座についてお答えいたします。

出前講座は、今年度から行う事業で、市内介護事業者でつくる介護事業者連絡協議会に御協力をいただき実施するものでございます。今回は市浦小学校の6年生8名を対象に、実際に介護現場で働く介護職の方々に、介護職の魅力、介護という仕事のやりがいなどについて、実演を交えながら説明してもらうことにしてございます。小学生や中学生の若い世代に、出前講座を通して早い段階で介護職について知ってもらい、そして興味を持ってもらい、将来的には出前講座を受けた児童生徒の中から、介護職として働く人材が育つことを期待しているところでございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。これから若い人材、介護職に就かれる、非常に重要なことだと思います。たしか今年の、2024年の小学校6年生の将来就きたい職業ランキングの1位がスポーツ選手、2位がお医者様、3位が学校の先生だと、2022年のコロナ以降、医療従事者の何か人を助けているという姿が、様々な情報が子供たちの目に入って、以前医者というのはずっと下だったんです。それが、コロナ以降すごく上がってきていると。今介護職のやりがいであるとか、魅力であるとか、これからの高齢者化社会の中でどれだけ重要かということをお子たちに伝えていけば、介護職になりたいという子供たちがどんどん増えてくると思うんです。今まず1回これからやろうとしているんですか。年何回か、そしてこれを継続して行っていただけるような施策をぜひ考えていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、介護人材確保の取組について質問したいと思います。先ほどのアンケート調査の中でも、外国人人材に頼りたいと、頼らないと運営できなくなるというような御意見があったと思います。私、令和4年3月の一般質問の中で、介護現場への人材難対策として、外国人人材の受入れ支援策の質問をしました。八戸市では、今年から介護事業者が外国人人材、雇用の際に係る生活支援の経費や日本語学習の講習料等の一部を補助する外国人介護人材定着支援事業を行っています。当市も介護現場での人材難対策の一つとして、このような人材の受入れ支援策を検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか、質問します。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今藤森議員が言ったように、やはり人材がなかなか日本で確保できないということで、外国人の人材を受け入れる者に対して支援という話です。実際そのようなことが介護現場のみならず、今例えば五所川原でいうと工業団地の中にも既にベトナムから人材を確保してやっている企業もあります。また、先般ある介護施設で、インドネシア、バリ島から6人、7人になるはずですが、介護職員として来て、訪問を受けております。確かに人材育成については、外国人を受け入れるために支援が必要だということで、県においては令和6年度より外国人人材の受入れに対する事業を支援するということで、外国人介護人材定着支援事業を実施して、受入れに要する費用を補助しております。

市としても、外国人人材を受け入れている介護事業者、その他の事業もありますので、当該事業の拡充についてはやはり県にまずしっかりと働きかけていきながら、例えば当市のように介護のみならずの場合が出てきますので、その辺も十分勘案しながらやっていかなければならないと思っております。まずは、積極的な支援を、県のほうとも今懇

談をする機会がありますので、その辺をしっかりと訴えて要望していきたいと思っております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ県と一緒にどういう施策がよいのか、検討を様々な形でいただければと思います。

私、以前の質問の中でも言ったんですけれども、世界で外国人人材の取り合いも始まっているよと、その後の円安傾向もあって、外国人が日本を選ばなくなっているんです。そうならないためにも、外国人が安心して働ける給与水準も含めた介護現場への支援策が私は必要ではないかと思っています。先ほど部長答弁でもあったように、当地域で廃止した介護事業所の件数が5件前後で推移している。この数字は、非常に重く受け止めなければいけない数字かと思っています。もう5件が廃業していると。例えば令和4年と5年に、事業所への補助事業があったと私記憶しておりますが、近年の物価高で高熱費、燃料、ガソリン代、介護用品等々、コストの上昇も事業所の経営を圧迫していることが考えられます。介護人材についての先ほどのアンケート調査では約41%です、半数近くが不足をしていると回答がありました。やはり働く側である介護職への待遇向上、社会的地位向上がこれからは必要ではないかと考えます。

例えばです。岡山県の岡山市では、全国でも数が少ない在宅介護に焦点を当てた総合特区制度を実施しています。様々なサービスの中の事業の一つに、デイサービスや訪問介護の取組を評価し、奨励金をお渡しするインセンティブ事業を行っています。例えば事業所のみならず、介護職へのインセンティブ事業、要は奨励金制度も一つの施策ではないかと思っています。例えば岡山市では、市長が1年に1回そういう事業所さんに表彰状を渡して、奨励金をお渡しすると。それを個人に、頑張ってくれた個人に、何十人でもいいけれども、呼んでいただいて、賞状をお渡して奨励金をお渡しすると、例えばそういう施策も考えてもいいんじゃないかと思っています。

また、これから必ず介護離職やヤングケアラー問題も多くなると考えられます。福祉大国の北欧フィンランドでは、近親者介護サービスという制度があります。介護を受ける側である高齢者が家族、これは友人等も含めてです。介護サービスを受けた場合に、対価として月5万円、重度の場合は9万円の手当金がもらえる制度を創設して、支え与える側の支援をしています。例えばこのような様々な施策を検討した上で、市が独自に介護現場への助成制度の創設を考えていく必要もあると思いますけれども、その辺いかがでしょうか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 介護職並びに介護現場への市独自の助成制度の創設についてお答えいたします。

介護職の給与は、原則介護事業所に支払われている介護報酬の中から支払われており、介護報酬額は国が定めてございます。次回、令和9年度からの介護報酬の改定において、実情に即した改定を国に期待するところではありますが、介護職に対する市独自の助成制度の創設については、ほかの業種との公平性を考えると、現時点では難しいものと考えております。

ただ、高齢化が進行する当市において、介護職や医療職の人材確保は喫緊の課題であると考えておりますので、今後何らかの対策を検討する必要はあると認識してございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。私この間、すごく医療現場に精通している方の御意見を伺ったら、医療職の方たちみんな同じことを言っていると、マッサージの話ばかりしているという話なんです。今日どこのマッサージに行くとか、どここのマッサージがいいよとか、みんなマッサージの話をされていると。例えば私、今回はEBPMの話をしてはいますが、医療とか介護職にアンケート調査を取って、では生活費どういうものに使っているのか、そういうデータが上がってきたと、例えばマッサージであるとか、温泉毎日行っているとか、週末泊まりで温泉に行っているとか、そういうデータが上がってきたとしたら、それに限らないんですけども、そういう部分に補助をしていく、イコール可処分所得が上がるような、そういう施策というのをやはりこれから考えていくべきだと思っております。ぜひ様々介護現場への支援、これから検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

認知症条例の制定についてでございます。今年7月8日、佐々木市長は2期目の任期折り返しを迎えるに当たり、新聞紙上のインタビューに答えられていました。高齢化社会に対応するため、認知症条例の制定を検討していると発言がありました。市民の皆様には、認知症条例の制定について、ではどのようなことをやろうとしているのか分からない方が多いと思います。例えば認知症条例に関する私の施策を言わせていただければ、私は令和5年第2回定例会でも軽中等度難聴者への補聴器の助成の質問をしています。欧米の研究でも明らかなように、補聴器の使用は認知機能の低下を抑制する効果があるとされています。以前の質問でも、軽中等度の難聴者の災害時の逃げ遅れの話もしました。条例の制定をするのであれば、軽中等度難聴者への補聴器助成の取組を検討してもいいのではないかと考えます。

また、全国で初めて認知症条例を制定した愛知県の大府市では、認知症の徘徊、要は一人歩き対策として、認知症高齢者の事前登録制度と個人賠償責任保険事業を実施しています。大府市の条例制定のきっかけとなったのは、当時91歳の認知症の男性が電車にはねられ亡くなるという鉄道事故が発生し、遠距離介護を行っていた家族の監督責任をめぐり、JR東海と8年間にわたり最高裁まで争われた裁判がきっかけになっています。このケースは、認知症の家族が事故を起こせば、家族に賠償金を請求される可能性があるということを世に知らしめた、当時大きなニュースにもなっていました。事例ですけれども、このような認知症の方の登録保険制度の創設をするというのも一つの考え方ではないでしょうか。

また、現在2種類開発されている認知症薬です。実質的な自己負担額の上限、約14万円ぐらいでしょうか。しかし、認知症薬は依然として高額であることに変わりがないことを考えれば、認知症薬の一部助成の導入を検討するなど、様々な条例制定後の施策が考えられると思います。

では、具体的に認知症条例の制定後、どのような取組をされるのでしょうか、質問したいと思います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、認知症に関する条例についてでありますけれども、当然私の2期目の公約として高齢者支援が重点政策のもう一つであります。当然皆様方御存じのように、2040年になると約50%近くが高齢者になっております。今なぜ認知症の条例を考えるかという、皆様方も当然御存じのように2025年問題というものが相当昔から叫ばれております。皆さん御存じのように、団塊の世代が2025年に全てが後期高齢者になるということで、その点で日本で800万人ぐらいの後期高齢者が増えると。当然この五所川原の地域においても、2025年度を見ただけでも相当な高齢化率が進んでいくことが分かっております。

その中で、高齢化を支えるためには、本来包括ケアシステムをしっかり確立をさせていかなければならないということを考えれば、もっともっと医療を強化しなければならぬ、もっともっと介護を強化して、医療と介護の連携によって地域の高齢者を支えていく社会をつくっていかなければならないということが考えられますが、だがしかし我が五所川原を見たとき、医療の医師、そして看護師も当然ながら少ない、そして今言われているように介護施設に働く方々が非常に少ないと、そういう中でいかに高齢者を支えていくか。

そして、今叫ばれているのは、高齢者のうちの5人に1人は認知症にかかるだろうと

いう、そういう世界の中において、在宅の中で高齢者を介護したり、あるいはひとり暮らしの高齢者が認知症にかかるという場合も当然出てきます。となるということを考えれば、社会全体でやはり認識をして、市民一人一人が認知症に対する当然理解を深めながら、地域全体で認知症の方々に寄り添う社会を構築することが重要であるという考えの下から、認知症の方々と地域でやはり共に暮らしていくという取組を進めていきたいと。その中で、やはり条例の制定に向けて、私は検討するべきだという考えの下でそういう発言をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

その他のいろんなこれからの高齢化に対する対策については、後ほど担当の部長から説明があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 それでは、私のほうから認知症対策についてお答えいたします。当市が今後検討している具体的な施策案について御説明をさせていただきます。

まず1点目は、加齢に伴って増加する認知症リスクの一つである、軽度から中等度の難聴を抱える高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成する制度を新たに設けることとでございます。難聴が進行することでコミュニケーションの機会が減少し、社会的な孤立が進み、認知症のリスクが高まることが懸念されております。補聴器の利用を促進することで、コミュニケーションの維持向上を図り、認知症を予防することを目指してまいります。

2点目は、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施でございます。これにより、将来的な社会の担い手である子供たちが認知症についての理解を深め、地域社会において認知症の方々を支える力を身につけることが期待されます。全ての小学生が少なくとも1回はこの講座を受講できるよう、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、3点目ですが、市内の多くの民間事業所において認知症サポーター養成講座の受講を促し、受講していただいた事業所には認証ステッカーを配付する取組でございます。このステッカーを掲示する事業所が増えることで、地域全体が認知症の方々を支援する環境を整えるとともに、地域における機運の醸成を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、4点目は、認知症のケア技法の一つであるユマニチュードの普及啓発活動でございます。ユマニチュードとは、優しさや思いやりを基本に、視線や言葉、触れ合いを通じて信頼関係を築きながら、ケアの質を向上させる認知症ケアのテクニックでございます。当市では、市民を対象とした講習会やワークショップを通じてこの技法の普及

を図り、地域全体で認知症の方々を支える体制を強化してまいりたいと考えてございます。

市では、これらの施策を通じて、認知症予防と支援の取組を包括的に進め、市民が安心して暮らせる地域づくりに貢献してまいります。また、多くの機関と協力しながら認知症フォーラムの拡充も図り、認知症に対する理解を深めていくための活動も積極的に推進してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。補聴器の助成制度を新たに設けていただけると、私も多数今まで要望してきました。感謝を申し上げたいと思います。

これは、1つ要望ですけれども、全国の自治体の助成額というのが大体2万円から3万円なんです。弘前市が8月1日からですか、もう始めました、上限が3万円と。何日だが前にチラシが、某有名店、有名な眼鏡屋さんのチラシに補聴器のカタログがあって、見ると片耳30万円、両耳で40万円とか、もう数十万円、すごく高額。私前も質問しましたけれども、高齢者がお医者さんに行って、補聴器買ってくださいとなったときに、やっぱりいいものを買ってくださいとなるわけです。安いのもあるんだけれども、すぐ壊れてしまうと。ぜひこれ助成やるのであれば、最低5万円上限10万円とか、そのぐらいのちょっとインパクトのある助成額をぜひ要望したいと思います。これ買って終わりではなくて、その後のレクチャーとか使い方とか、例えば耳が聞こえるようになったので、歌謡ショーとか何かあるじゃないですか、催しが。そういうものに招待するであるとか、買って終わりじゃなくて、その先も考える、そういうことを考えていただきたいと。

あともう一点ですけれども、これは要望です。もう一点ですけれども、先ほど認証ステッカーという話もありました。恐らく認証店制度のようなことをされると思うんですけれども、例えばコンテンツツーツーリズムという言葉があります。有名なのはピーターラビットというウサギの、100周年も超えている、すごく日本でも人気のあるキャラクターがあるんですけれども、日本のファンがイギリスの湖水地方という、そういう聖地があるんですけれども、旅行に行くんです。その旅行商品の中に、僅かだけでも寄附してくださいと、任意ですけれども。寄附した方に、ピーターラビットの非売品のピンバッジを差し上げるんです。みんなファンだし、非売品のものが欲しいから、もう皆さん寄附されるわけ、その寄附が湖水地方の環境保全であるとか、博物館とか施設の維持管理に使われていると。

では、我々のまちに認証店ができましたと、そこで例えば500円寄附していただく、



100円が認証店の協力費に行って、100円は制作費、残り300円が我々の地域の高齢者支援であるとか、認知症対策に活用される。このピンバッジ、非売品で中に何が入っているか分からないと、ランダムで毎年絵柄が変わると、中には非常にレアなものも入っているよと、例えばそういうものを福祉と観光とのコラボレーションをしていけば、そういうモデルケースが生まれれば、観光にも影響してくるし、そして人流が生まれ、そして我々の地域で、御寄附で福祉、そして高齢者支援が潤う、そういう仕組みづくりを私はやるべきだと思うんですけども、その辺答えられますでしょうか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

コンテンツツーリズムを活用した施策、藤森議員から御提案あった件については、大変ありがとうございます。議員の御提案は、地域の認知症支援や高齢者施策に対する理解と協力を広げるためにも非常に有効であると考えます。ただいまいただいた御意見は、貴重な御意見として今後施策に反映させてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。私そういうようなモデルケースをつくれれば、日本全国で、認知症条例制定した五所川原市すごいことやっているよねというふうにつながると思うんです。私、様々やり方次第では大化けするような、地域の認知症条例制定した五所川原市というふうになるかと思いますので、ぜひとも施策を考えていただきたいと思います。

見守りや買物弱者対策として運行されていたとくし丸の話です。イトーヨーカドーの撤退とともに業務を休止している状況にあります。多くの市民から、私もいつ再開するんだという声、いつも言われます。この状況、再開のめど、どのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ただいま移動販売、とくし丸の再開についての御質問でございます。お答えいたします。

現在株式会社とくし丸と連携を図りながら、移動販売に興味を示している事業者に対し、交渉を行っているところでございます。事業者側には、とくし丸側から移動販売のオペレーションについての説明を行い、理解を得ているとのことで伺ってございます。

今後は、とくし丸側と交渉中の事業者が県内で移動販売を既に行っているスーパーに視察に出向いて、移動販売の具体的な流れなどを確認した後、特に問題がなければ実施

に向けた検討を行うということで話を伺ってございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁でも、間もなく再開のようなめどが立っているようなお話でしたけれども、さっきも言いました、本当に待っている方が多いんです。ぜひ事業者さんととくし丸さん、話し合われているかもしれないですけども、行政もどんどんそこにはまって行って、早く再開してくれとプッシュしていただければと思っております。よろしく願います。

通告2点目の再質問に移らせていただきます。先ほど答弁にもありました。要は、算出方法、今の算出方法がエビデンス高くて、令和元年以前はかなりエビデンス低いという、目視ということも含めて低いんだなということが分かりました。例えば以前、岩手県のさんさ踊りの人出が4日間で116万人と主催者が発表したそうです。十数万人の人出が出た場合、2001年に明石花火大会の群衆事故で多くの死亡、負傷者が出ています。それを契機に、将棋倒しの重大事故につながる可能性があり、同様の事故が起きないように多くの人員を配置する必要があるわけです。岩手県警が雑踏警備の観点から、独自に一定面積当たりの人流密度を計算したところ、16万人と算出したそうです。その差は何と100万人です。例えば116万人と16万人では、人員、経費、予算、時間というところを取っても、無駄な部分が多く出てくるわけです。

では、今年の立佞武多祭りです。観客数のエビデンスは、上がってきていると考えられます。20万から30万人ぐらいの観客が押し寄せる。例えば雑踏警備の観点から施策を考えた場合、今年のお祭りはロータリーから館にかけて、歩道の一番前の特等席にパイプ椅子の有料席を設けていました。しかし、日によっては空席が目立ち、その後ろを振り返れば、初日、最終日はもちろんですけども、歩道は点字ブロックすら見えず、車椅子の障害者も通れず、ぎゅうぎゅうな状況で通路が埋まっている時間帯もあり、警備員も横断歩道や館周辺には配置されているんですが、ほかはいたりいなかったりしたそうです。ある市民の方から言われました。点字ブロックも見えないし、場所によっては歩道も歩けないんじゃないのと。安全確保の観点から、祭りの運営はこれでいいんですか。安心、安全にもっとお金を使うべきではないのかと指摘を受けました。例えば歩道の安全確保の問題、市として認識し、運営委員会には指摘はしているのでしょうか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 祭り開催に当たって、立佞武多運営委員会が観覧席やコーンなどを設置しておりますが、人流の妨げにならないようにと警察から指導を受けているとのこ

とです。また、市としても運営委員会で協議する中で、歩道の通行に支障が出ないように配慮をお願いしているところです。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。やはり安全確保のための雑踏警備一つとっても、非常に集客数のエビデンスが上がってきている、それを根拠にしっかりとした施策を考えるべきだと思うんです。今年の祭りの補助金が3,500万円です。以前の予算額から推測すると、警備費が恐らく400から500万円ぐらいかかっているんです。警備費が足りないからもっと補助金を増やしましょうよ、税金投入しましょうよという話ではなくて、そういう話ではなくて、祭りの補助金の在り方や、これは祭り制作、ねぶた制作の税金の投入も含めて、収支も市民に開示して、透明性を図った上で施策を精査していく必要が私はあると思います。

続いて、公共施設等総合管理計画について質問します。先日の新聞記事で、平川市が設置する温泉施設が維持管理費等の増加を理由に廃止する方針を示したと。それに関する説明会を開いたら、地域住民から多くの反対意見が出たと記事が掲載されていました。

現在当市は、公共施設等総合管理計画が進められています。公共施設は、人口減少で利用需要が相当変わってきます。近い将来、廃止という厳しい判断をする場面が多くなると考えます。その際に、根拠となるエビデンス、例えば正確な男女の年齢別利用者数、また総人口の高齢化率の割合ではなく、細かな地域ごとの高齢人口密度、またこれはパブコメではなくしっかりとしたアンケート調査等を示した上で、住民との合意形成が必要ではないかと考えます。公共施設の管理計画の取組について、現在の市の考え方について質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 議員おっしゃるとおり、計画の策定であったり、施策の立案に当たっては、その根拠となるデータを調査し、分析することが非常に重要となります。公共施設等総合管理計画を進めるに当たっても、様々なデータを調査分析しているわけですが、当市では同じような規模の他自治体に比べて、人口1人当たりの公共施設の延べ床面積が非常に大きく、施設の維持管理費はもとより、老朽化による改修や建て替えにかかる費用は、将来的にも大きな財政負担となることが懸念されています。人口減少時代を迎え、特に地方においては人口減少、高齢化が急速に進んでおります。かつての高度経済成長期、また人口が多かった時代に建設された施設をそのままの形で維持していくということは、非常に困難であります。

このような状況の下、昨年度施設マネジメント室を設置し、その会議において各施設

ごとの収支や利用状況等のデータを基に、総合的かつ中長期的な視点で予測を行い、当市にとって適正な施設の量と質、配置の抜本的な見直しを全庁的に進めているところです。

今後この計画の方針の下、類似する施設ごとに策定している個別の施設整備計画の中で、一定の結論というのを示していくこととなりますけれども、その結論に至ったエビデンスについてもしっかりと示しながら、施設の種類に応じて、市民の皆様にもできるだけ分かりやすい形で説明を行ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。今の答弁を踏まえた上で、指定管理施設について市の考え方を聞いていきます。楠美家住宅についてです。画像をお願いいたします。間もなく築20年を経過する狼野長根公園の隣にある楠美家住宅です。画像をお願いいたします。申し訳ないです。この建物は、平成15年から平成18年度にかけてこの場所に移築されたと伺っています。移築にかかった費用の総額は幾らでしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 楠美家住宅の移築にかかった費用の総額でございますが、4億7,725万2,300円となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 約5億円、莫大な費用がかかっております。こちらの画像を御覧ください。こちらの画像で、指定管理料の推移と入館者数の推移を御覧いただけるかと思えます。細かい数字で申し訳ないです。録画中継で一時停止してください。移築後約20年が経過し、入館者数も相当減ってきていることがお分かりいただけます。しかもこの施設、無料の施設であり、チケットも発券していません。入館者数のカウント、目視という弱いエビデンスになります。老朽化率も市のホームページで発表されています。令和2年の時点で63.6%になってきています。この数値は、移築された年からのカウントかと認識します。現在の老朽化率は100%近く行っていると考えられます。

質問します。楠美家住宅、指定管理料以外に修繕料がかかっていると思うのですが、担当課にお伺いしたら、移築後数年間にわたる修繕料の額がほかの修繕料と一緒にあって不明であると。分かる範囲で結構です。現在までの指定管理料以外の修繕料及び備品購入費の総額はどれぐらいでしょうか。また、これは修繕費の中に入っているかもしれませんが、かや屋根が傷んできて、それを修繕しなければいけない。おおよそどのぐらいの予算を見積もっていますか、質問します。画像を終わってください。ありがとうございます。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 指定管理料に含まれている修繕料に関しては、ちょっとこちらで把握できない状況ですけれども、市で支出している指定管理料以外の修繕料及び備品購入費の総額は、修繕料が164万698円、備品購入費が22万83円となっております。

また、今現在かや屋根を改修するとした場合の費用ですけれども、正確には見積りのほうを取っておりませんので、あくまで推測になりますけれども、旧平山家、こちらはかや屋根の修繕料5,000万円ほどと見積りをいただいておりますので、それよりも建築面積はおよそ1.4倍ぐらい広いのですので、単純に1.4掛けることになりますけれども、およそ7,000万円ほどかかる予定となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。今の答弁であるように、現時点での数値、根拠、利活用の可能性、様々示していただきました。指定管理料以外にも、これから修繕料が増えてくると考えられます。老朽化率も高い、入館者数も減ってきていると。しかし、裏庭には岩木山を眺めながらキャンプ、ドッグランができるようなスペースもあれば、隣には広大な公園もあります。きれいな駐車場やトイレもある、様々なアウトドアの拠点として利活用も私はできるのではと考えます。これからの利活用について、楠美家住宅のこれからの方向性を市はどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、楠美家住宅のこれからの方向性についてお答えいたします。

楠美家住宅につきましては、現在指定管理者制度により管理運営を行っておりますが、来年度一応更新しない予定となっております。来年度以降の管理運営につきましては、直営による運営とし、狼野長根公園との一体的な管理運営方法なども含め、現在検討しているところでございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。

続いて、立佞武多の館についてでございます。今回の大規模改修には約20億円がかかっていると言われておりますけれども、恐らく10年後、20年後にはまた莫大な改修費用がかかるのではないかと考えられます。人口減少が進む当市も、恐らく次の改修時には人口3万人台、もしくは人口減少が加速して2万人台になることも考えられます。大きな改修費用の負担を若い世代に再度負わせるのかということを見ると、改修費用の縮減案はないものかと考えます。管理計画の中でも、予防保全という文言もあります。現在

保守点検を年に1回行っていると伺っています。例えばその回数を月に1回、または2か月に1回にしていくことで、点検コスト、指定管理料がちょっと上積みすることも考えられますが、トータルでいえばかなりの整備費用のコスト削減につながると考えますが、いかがでしょうか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 トータルコストの削減についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、年1回の保守点検のほかに、メンテナンスや点検の回数を増やし、不具合が出る前に対策を講じることで、長い目で見た場合に費用の削減となる可能性はあります。現在立佞武多の館改修工事に向けた設計を行っておりますが、リニューアル後の長期的な施設の保全等についても検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。

もう一つの考え方を質問したいと思います。先日発表された館リニューアル案の中でも示されていましたが、館の年度別入館者数、右肩下がりで減ってきております。画像をお願いいたします。少し細かい数字ですけれども、ホームページでも現在これ見れます。ぜひ市民の方、見ていただきたいんですけども、この数字以外でも、美術展示ギャラリーの入館者数も開館当初3万4,000人あったのが、コロナ前で1万人を切る年もあります。コロナ明けの令和5年で6,000人台と、令和6年、今年の7月の時点で3,000人台と、こちらも開館以来減り続けています。入館者数の数字は、リニューアルオープン後増えることが予想されますが、今よりもよりよい施策を打ち出していないと、再度落ち込むことが予想されます。

これは一つの考え方ですけれども、施設の管理計画の中でも、民間移譲、要は民間事業者が事業継承する方式の文言が掲載されています。厳しい財政状況の中、これから人口減少により公共施設等の利用の需要が大幅に変化することも考えられます。立佞武多の館も、長期的な視点を持ち考えれば、民間への事業継承や施設を最後まで保有せず、公共サービスを提供する公共施設の非保有手法、リース方式やセールアンドリースバック方式を検討するのもこれからの考え方ではないかと思っておりますけれども、最後の質問になります。いかがでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館のリース方式等の導入についてお答えいたします。

立佞武多の館は、市が所有し、指定管理制度により運営しておりますが、これからの公共施設の在り方については、公益性や収益性、様々な角度から検証し、見直しも必要

になってくることも考えられます。この施設を次世代に残していくために、議員が提案する手法も含め、効果的な運営方法を検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 時間なくなりました。EBPMとナッジというのは、非常に親和性が高いんです。再度詳しく質問したいと思います。

今日はありがとうございました。

○木村清一議長 静粛に願います。山口議員、静粛に願います。

以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、建設業界の現状と建設キャリアアップシステムについて質問いたします。昨今、全国各地で台風やゲリラ豪雨、地震による自然災害が頻発し、被害の規模も激甚化しております。被災地域で早急に復旧されなければならないのは、緊急車両等の通行のため、道路上の瓦礫処理や簡易な段差修正を行い、救援ルートを開ける道路啓開や、その他のインフラ整備を含む応急活動、さらにはその復旧、復興工事、また国土強靱化を実現するためのインフラ整備等、建設業界は人々が安全、安心で豊かな暮らしを持続的に実現するための社会資本整備の担い手であり、防災、減災を担う地域の守り手でもあります。いづどこで起こっても不思議ではない自然災害が頻発している現状にあっては、建設業界の役割は重要性を増していると認識しております。

しかしながら、令和5年度の国内建設業の就業者483万人のうち、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、若手人材の技術承継が進みにくいことが、持続可能な事業環境を確保する上で大きな課題となっております。

そこで、国土交通省では、建設業団体と連携し、建設キャリアアップシステムの普及と利用促進に取り組んでいるところであります。建設キャリアアップシステムとは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録、蓄積し、客観的な評価を通じた技術者の適切

な処遇や現場管理につながる仕組みであり、これにより若い世代の技能者の方々がキャリアアップや処遇の見通しが持てることとなり、事業者は技能、経験に応じて給与等を引き上げるなど、処遇を改善することで、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指すことが目的とされています。

そこで伺います。まず、1つ目の質問として、当市の建設業界の高齢化や技術承継など、抱える問題点や現状などについてどのように捉えているのか伺います。

2つ目として、建設キャリアアップシステムについて、当市ではどのように認識しているのか伺います。

次に、ふるさと納税について質問をいたします。昨年度のふるさと納税は、全国各地の方々から多くの寄附があり、10億円の大台を突破しました。寄附をいただいた皆様には、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。このふるさと納税のメニューの中に、太宰治等芸術文化振興コースがあり、使い道として図書購入事業、学校図書館整備事業が設定されています。これは、子供の自主的な読書活動の推進と、市民図書館と学校図書館の図書購入に活用されているようですが、図書の購入数と図書購入以外の学校図書館整備事業における環境整備事業の実施状況、例えばエアコンや暖房などの整備などがあればお知らせください。

最後に、立佞武多の館大規模改修工事における様々な影響等についての質問をいたします。今年の五所川原立佞武多は、地元出身歌手の吉幾三さんの参加や大相撲、尊富士関の化粧まわしに採用された「素戔鳴尊」の大型立佞武多の効果、さらには今年の新作「閻魔」を見るために、多くの方々が当市を訪れました。祭り主催者の発表によると、観客数は29万4,000人、昨年より3万3,000人上回り、コロナ禍前の吹き流し方式により、本来の祭りの姿に戻ったように感じました。

来年度からは、立佞武多の館の大規模改修工事が始まります。例年であれば、9月議会で次年度の新作に係る補正予算が計上され、10月からは新作の制作にかかるわけですが、8月22日に行われた佐々木市長の記者会見で、令和6年度には新作立佞武多の制作は行わないとの発表がありました。立佞武多の館が制作場所であったが、工事で使えないから立佞武多を作らない、立佞武多の館が練習場所であったが、工事で使えないから五所川原吹奏楽団はつがる市から練習場所を提供してもらって、名称をつがる吹奏楽団へと変更し、活動を続けることとなり、同じ事情で小中学校の吹奏楽団2団体も練習拠点をつがる市に移しました。残念でなりません。

立佞武多の館が使えないのは、1年ちょっとの期間ではあります。ほかの制作場所、練習場所を何とか見つけようという発想はなかったのか。新作立佞武多の制作を見送る



に至った検討等の内容について、詳細に伺います。また、吹奏楽団等の練習場所については、伊藤雅輝議員から一般質問の通告が上がっておりましたので、私からは質問を控えさせていただきます。

まずは、1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 現在建設業界におきましては、就業者の高齢化や若者の建設業離れにより、技術や知識の承継が難しくなっているということは認識してございます。このような状態が進行しますと、地域建設業の弱体化につながり、インフラ整備及び維持管理や災害時の応急対応が困難となっていくことが懸念されるというふうに感じてございます。

続きまして、建設キャリアアップシステムについてでございますが、この建設キャリアアップシステムとは、建設業に従事する技能者について、所持している資格や社会保険の加入状況、現場の就業履歴などを登録、管理することで、技能者の能力に応じた処遇改善を進めることにより、建設業界の人材を確保する制度でございます。県内では、当該システムを活用したモデル工事の実施や、当該システムに登録した事業者への企業評価を導入している自治体は少ない状況であるというふうに認識してございます。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 ふるさと納税の太宰治等芸術文化振興コースを活用した図書購入事業と学校図書館整備事業の内容についてでございますが、まず図書購入事業は市内図書館に配置する図書等を購入するもので、令和5年度実績で1,830タイトルの図書、CDを購入しております。

続いて、学校図書館整備事業ですが、市内全小中学校の図書館に配置する図書を購入するもので、令和5年度実績で小学校11校の合計で2,294冊、中学校6校の合計で1,301冊、合わせて3,595冊を購入しております。

議員御質問の整備事業に関してですけれども、今現在のところはハードに関する整備は行っておりません。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和7年新作大型立佞武多の制作を見送った経緯についてお答えいたします。

立佞武多の館大規模改修工事中は、施設の安全性が確保できないため、制作所は使用

できません。また、代替の制作場所として市の保有する施設を検討いたしましたが、広さや高さなど、制作の条件に適した施設が見つからなかったこと、さらに新作を制作するためには、例年10月頃から手がける必要があることから、スケジュール的及び物理的に難しく、令和7年新作立佞武多の制作を見送ることとしたものです。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の建設業界の現状についてに関する再質問をいたします。これまでの建設業に従事している人数と事業所数の推移を市で把握し、分かる範囲でお知らせください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 平成28年経済センサス活動調査及び令和3年経済センサス活動調査によりますと、当市の建設業の従事者数につきましては、平成28年度では2,438人、令和3年では2,511人となっており、若干の増加傾向となっております。

一方、建設業の事業所数につきましては、平成28年では283件、令和3年では268件となっており、減少傾向となっております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 次に、建設キャリアアップシステムについてであります。今年の7月末時点で、全国での技能者の登録数148万6,000人、事業者の登録数27万1,000者が登録しておりますが、当市での普及状況を分かる範囲でお知らせください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 国土交通省のポータルサイトから登録者数を調べましたところ、五所川原市内の業者を絞り込むということはできませんでしたが、県内の登録事業者については1,437者で、そのうち建設業の許可を受けている事業者は1,324者となっております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、当市の発注の公共事業において、この建設キャリアアップシステムを導入している現場があるかどうか伺います。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市が発注する工事では、建設キャリアアップシステムへの登録を義務づけている工事は現在ございません。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 当市では、建設キャリアアップシステムを導入していないようで

すが、既に導入している自治体もあります。例えば福島県郡山市では、競争入札参加資格審査で加点評価をしており、静岡県浜松市においても建設キャリアアップシステムの評価対象項目の全てを満たした場合、工事成績評定において加算評価しております。様々な公共発注者による総合評価制度による加点措置が広がっており、県内では青森市と八戸市が既に導入しております。当市の発注工事においても速やかに建設キャリアアップシステムを導入し、総合評価方式の加点対象とするべきと考えますが、市の考えを伺います。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今議員おっしゃいました加点につきまして、総合評価方式による入札での評価項目への加点、競争入札参加資格の事業者登録において、独自の審査基準による主観点への加点が想定されますけれども、当市では総合評価による入札及び事業者登録において、独自の審査基準は採用してございません。今後他自治体の流れを見ながら、検討してまいりたいと思います。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 当市の発注する工事において、今後建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事、もしくは建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行についての考えはあるのか伺います。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市といたしましては、現在のところ当該システムの活用推奨モデル工事、義務化モデル工事を試行する予定はございません。そして、建設キャリアアップシステムの活用促進については、今後先行事例を参考にしてみたいと考えております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 実は、つがる市のつがる市総合体育館、これ昨年度オープンしたんですけれども、大手ゼネコンが施工しました。その中で、下請業者においても建設キャリアアップシステムを登録していなければ、下請として現場に入れないということがありました。来年度から、立佞武多の館が約20億円という予算の中で改修工事されていきます。20億円という予算の中では、恐らく工事の業者さんというのは大手のゼネコンさんとかが入ってくると思うんですけれども、その辺業者さんとそういう資格がなければ入らないとか、そういう打合せ的なものというのは実際のところやっているかどうか、答えられる範囲でよろしいんですけれども、お願いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 現在のところは、そういった話合いはまだ持たれていない状況でございます。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 前回入札に関する質問でも私言ったんですけれども、決して公共工事に依存するだけではなくて、民間工事の受注も含めてこそ建設業を存続させていくことも必要だと考えます。今年の4月から、建設関連業者で組織する五所川原職業訓練協会では、新入社員を対象にした2か月限定の短期職業訓練施設、青森テクノアカデミーを開講し、東北では初の取組となったようです。人手不足が深刻化する建設関連業界で、若手の人材確保と早期離職防止に向けて民間団体も動き出しました。当市としても、発注工事に建設キャリアアップシステムを導入し、建設産業が衰退せず、中小事業者が公共工事に携われることを期待し、建設キャリアアップシステムに関する質問を終わります。

次に、ふるさと納税の再質問に入ります。学校図書館にエアコンが設置されていないのであれば、子供たちは暑い中読書するとは到底思えません。ふるさと納税の使い道として、学校図書館整備事業とうたっているのであれば、図書の購入費のみならず、図書館の環境を整えるという目的で、エアコンの設置等にも活用できるのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○木村 博副議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 当市では、ふるさと納税に4つのコースを設置しておりまして、寄附者の意向を尊重し、コースに沿った使い道の事業に財源として活用しております。ハード、ソフトを問わず、コースの趣旨に沿った事業であれば充当することは可能であると考えております。

学校図書館へのエアコン設置につきましては、子供の読書活動の推進を図るという観点からいくと、活用できるかどうかという意味では、ふるさと納税の太宰治等芸術文化振興コース、あるいは地域課題解決コースを財源として活用することは可能と考えます。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ぜひ活用していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、現在の図書館にある図書の数と各学校に整備されている学校図書館の図書数及びそれぞれの利用者数の推移をお知らせください。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えいたします。

まず、図書館の利用者数の推移ですけれども、令和元年度から令和5年度まで、それ

ぞれ5万5,667人、4万2,456人、4万712人、4万8,130人、5万2,404人となっております。

図書数の推移ですけれども、図書館のほうですとちょっとあまりにも数が膨大ですので、概算ですけれども、およそ図書館のほうですと12万冊となっております。

市内の小中学校の図書館の図書数の推移ですけれども、こちら令和2年度からになりますけれども、まず小学校、令和2年度で7万3,362、令和3年度で7万712、令和4年度で7万266、令和5年度で6万7,771冊、結構廃書にしている数も多いですので、一応微減にはなっております。中学校ですけれども、令和2年度で3万4,284冊、令和3年度で3万1,884冊、令和4年度で3万2,853冊、令和5年度で3万3,018冊、こちらは大体同じぐらいの数を維持しております。

利用数ですけれども、これは貸出し冊数になりますけれども、令和2年度で小学校では8万5,502冊、令和3年度では8万7,641冊、令和4年度では7万1,894冊、令和5年度では7万5,280冊となっております。中学校においては、令和2年度では3,327冊、令和3年度では2,935冊、令和4年度では2,627冊、令和5年度では2,654冊となっております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 確かに図書館にある本の数というのは、膨大な数だと私も理解はしております。小学校、中学校でも、いろいろ図書館の図書の数というのは減っているということを今理解したんですけれども、図書を購入するに当たっての図書の選定について、そういう基準というのはどういうものがあるのか、ちょっとお知らせください。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市立図書館及び学校図書館、それぞれについてお答えいたします。

まず、市立図書館では資料収集方針、これを定めておりまして、資料の選定を行っております。具体的には、各分野における基本的図書等を広く収集することや、郷土資料の中でも五所川原市に関する資料や関わりのあるものは、可能な限り収集することなどを定めております。

また、学校図書館における図書購入の選定方法は、各学校で異なりますが、学校側が子供たちに希望を取る、教員が選書を行う、こうした取扱いが難しい場合は市立図書館司書が選書を行うなど、各学校の実情に応じた対応を取っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 図書と言っても、様々な図書があります。スマホやタブレットなどで物を調べることはとても簡単になりましたが、人気のシリーズや感動の物語など、本を読むことで感じることもあるはずです。読みたい本があって、読んだら面白

かった、次は同じ作者の別な本というふうに読書の機会が広がるわけであります。児童生徒の読みたいという思いをかなえてあげられるような図書の選定を考えていただきたいと思います。例えば読みたい本の希望を募るとか、そういうことはしているのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほどお答えいたしましたけれども、まず学校でそれぞれ本のほうを選定するというふうになっておりまして、子供たちの希望を取る学校も中にはありますけれども、それ以外ではやはり先生が本を選ぶ、どうしても学校で選べないといった場合には、図書館司書のほうでそれぞれの子供たちに合った本の選書をしております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 全国の方々からいただいた貴重な寄附金で購入する図書をたくさんの子供たちに読んでもらえるような取組を考えていただきたいと思っております。もしこのことについて、何か計画していることなどありましたらお知らせください。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在も行っている事業でございますけれども、市立図書館では子供の読書活動推進に向けて、学校図書館以外の図書に触れてもらうことを目的に、市立図書館や県立図書館の図書を希望する小学校へ持ち込み、その場で貸出しを行う移動図書館の実施や、小学校4年生から6年生までを対象にした子ども司書養成講座等を行っております。引き続き、読書の楽しさを伝えられるよう、学校や地域、市立図書館が連携して様々な取組を進めてまいります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 現代の子供たちは、スマートフォンやタブレット端末などの電子機器から情報を得ることで、文字に接する機会は増えているように感じていますが、読解力が低下していると言われます。読解力は、勉強の場だけではなく、日常生活の様々なシーンで必要であり、ビジネスシーンでは読んで、聞いて、正しく理解し、期待される次の行動が分かることを指します。読み誤るとそのままビジネス上のロスとなり、生産性の低下にもつながります。子供たちが健やかな環境で読書や論理的思考力を鍛えることが必要であり、そういう環境を整えてやることは行政の役目でもあります。子供たちが行きたいと思える学校図書館が整備されることを期待し、ふるさと納税についての質問を終わります。

最後に、立佞武多の館大規模改修工事における様々な影響等についての再質問をいたします。立佞武多を制作するに当たって、市の所有する施設や民間の倉庫がないのであ

れば、例えば三好小学校が来年3月で閉校となります。3月まで立佞武多の館で制作したものを閉校後の小学校で制作を続けるという形でできないかとか、検討はされたのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 三好小学校の体育館の利用に関してお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、立佞武多の館以外の施設での制作も検討いたしました。現時点で使用できる施設はございませんでした。議員のおっしゃるとおり、三好小学校は令和7年3月に閉校となる予定ですが、その体育館を制作場所として使用できるか、今後検討してまいります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 例えば平成8年の立佞武多復活の際、乾橋横に2棟の仮設小屋を設置しました。この仮設小屋では、上半身と下半身で分けて制作がされました。市の所有する土地に仮設小屋を設置し、制作をするという考えはなかったのか伺います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市の所有する土地に仮設小屋を設置することに関してお答えいたします。

仮設小屋の案につきましては、祭り運行コース周辺で設置に適した市の土地がございませんでした。また、立佞武多の中心には鉄骨トラスが入っておりますが、その鉄骨トラスと台車は3台分しか保有していないため、新作を組み立てるためには、先に旧作の「暫」を解体する必要がありますが、解体と組立ては技術的に立佞武多の館以外での作業は困難であり、解体したパーツの一時保管場所も必要となります。

令和7年4月から立佞武多の館の改修工事は着手する計画ですが、安全確保の観点から、工事中の建物内で解体、組立ての作業を行うことができないため、令和7年に向けた新作立佞武多の制作を見送るものであります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 1年間制作しないことによって、制作に携わる職員の待遇はどのようなになるのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館休館中の制作所の職員の処遇についてお答えいたします。

現在立佞武多制作所には、制作者及び制作所管理者として技能技師1名、制作補助として会計年度任用職員4名が勤務しておりますが、施設の休館中は本庁舎で各種観光事

業のサポート等の事務に従事をしながら、立佞武多伝承のための市内学校での出前授業や啓発活動を行っていくことを想定しております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 立佞武多の館は、JRの大人の休日倶楽部のコースにも入っております。市内の飲食店で昼食を取るコースもあり、とてもにぎわっております。立佞武多の館は、1年間閉館することで、休日倶楽部のコースから外れることになるとは思います。観光業界に対する周知や市内の観光関係などの経済活動の停滞、あるいは衰退につながらないかととても危惧しております。立佞武多の館を完全に閉館しないでの改修工事は、事業費が膨らむと聞いてはおりますが、市内最大の観光施設である立佞武多の館を1年間閉館してしまうことでの損失などを試算したのでしょうか。やらない、やめるという決定は、最も簡単なことだと思います。どうにかして五所川原を活性化させるといふ思いが足りないのではないかと感じております。どのようにお考えでしょうか。もう少し何とかできなかつたのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、観光需要の損失についてお答えいたします。

具体的な損失額ではありませんが、立佞武多の館は令和5年度指定管理者決算では約1億5,500万円の収入があり、それに要する経費は約1億4,100万円となっております。なお、収入のうち、入場料などの施設利用収入は約6,900万円となっております。

また、令和5年度の有料入館者数は約10万人であり、旅行会社からの団体予約件数は約1,000件となっております。市内の観光消費額については、算出することは困難ですが、旅行商品に組み込まれているため、施設休館により、当市のほか圏域の観光に影響が出る懸念されます。

次に、工事中の営業に関してですが、一部営業しながらの改修工事についても検討いたしました。今回の改修は空調設備はもとより、建物全体に及ぶ工事となります。そのため、足場の設置、資機材の搬入、騒音や工事関係者の出入りなど、営業できるような環境ではなく、お客様や従業員の安全確保も困難な状況になります。また、工事費、工期についても相当増加することが見込まれますので、観光面の影響を最小限とするためにも、休館して短期間の完成を目指すものであります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 来年は、五所川原市合併20年の節目の年であります。20周年という節目の年に、五所川原市の観光の起爆剤である立佞武多の新作がないことがとても残念でなりません。周年記念の年だからこそ、周年事業に花を添えるのではないでしょう



か。その年、その年ごとに、世相を反映した作品がこれまで作られてきたわけですが、新五所川原市を象徴するような立佞武多を披露することで、合併20周年を盛大に誇り、祝うことについて、市長はどのように思っているのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 端的に申し上げますけれども、令和7年3月28日に五所川原市が合併20周年を迎えますが、特別なことは考えておりません。

以上です。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 中泊町では、来年3月の町の誕生20周年で町民劇団を結成しました。つがる市でも、合併20周年を迎える記念事業として映画の制作が発表されたほか、今年の馬市まつりでは合併20周年の機運を高めようと、市内の各学校の子供たちが祭りに参加し、盛り上げました。

先ほどの市長の答弁で、特別な事業は考えていないとのことでしたが、このことについて私は正直残念でなりません。当市の合併10周年の年に制作された立佞武多は、「津軽十三湊伝説 白鬚水と夫婦梵鐘」です。旧市浦村の十三湖と旧五所川原市の飯詰にある長円寺の鐘をつないだ題材でありました。私としては、津軽三味線の始祖と言われる仁太坊を金木地域の題材とした立佞武多を作ってもよかったのではないかと思います。

例えば今年の10月から新作を作り、来年の4月に三好小学校へ移動し、未完成部分を制作し、駅の横にある仮設小屋で組立てを行ってはどうかと私は考えます。

私は、平成8年の立佞武多復活にも携わり、ネットではちまたで立佞武多党ともやゆされておりますが、それだけこの立佞武多というものに思い入れが人一倍あります。決して、私がねぶたが好きだからこのような質問をしているわけではありません。先人が築き上げた祭りを後世に残し、五所川原といえば立佞武多だと多くの方々に当市を訪れていただき、五所川原市のみならず、西北五地域の観光のシンボルとしての位置づけを守るために質問をしております。

私の熱い思いを述べさせていただき、今回の私からの一般質問を終了いたします。

○木村 博副議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。本定例会におきましては、3項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、金木地域自治体ライドシェアの実証運行についてであります。金木地区からは、タクシー業者がいなくなったわけですが、これが2023年3月、それから

川倉の湯っこのバス、これは増便、あるいは予約型乗合タクシー、これに引き継いで、どうにか買物難民、買物弱者の足の確保を支えてまいりました。今回金木地域のライドシェアということで、まず運行の概要についてを質問いたします。

あと、実証運行の期間でございますけれども、いつまでなのかお伺いいたします。

そして、その実証運行の期間が終わった後、その後の市の方針についてお伺いいたします。

2番目として、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金充当事業についてであります。この質問については、昨日同じ質問をしている方がおられましたので、簡潔に御回答をお願いしたいと、こう思います。

あと、3番目として、鳥獣の駆除についてであります。この鳥獣は、今回は熊ということに限定してお伺いしたいと思います。まず、市内の熊の出没状況について伺いたいと、こう思います。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○赤城 一建設部長 金木地域自治体ライドシェアの運行の内容についてお答えいたします。

こちらは、タクシー事業者が不在の金木地域内で、令和6年10月1日から現行の乗合タクシーに代わり運行を開始するもので、運営主体は市が担い、運行業務を金木商工会に委託するものです。運行時間は、土日祝日を除いた月曜日から金曜日の午前9時から正午までと、午後1時から午後4時までとなります。

なお、運賃は、五所川原市民が500円、市外からの観光などで来られた方は1,000円で、現金及びキャッシュレス決済での支払いが可能です。

また、電話またはインターネットで事前に申し込むことで、かなぎ病院や金木総合支所、金木タウンセンターなど、地域内に設定する地点まで乗り合いで移動できるもので、自宅からでも乗り降り可能となります。これにより通院や買物、公共施設への移動手段を確保し、地域内交通のサービスの向上を図るものであります。

続きまして、実証運行の期間についてお答えいたします。実証運行期間については、令和6年10月1日から令和7年3月31日となります。しかし、令和7年2月1日から3月31日までの期間は、市が独自で行うこととなっております。

それから、実証運行後の市の方針についてお答えいたします。実証運行で得られたデータや利用者からの意見、アンケート結果等を踏まえて運行内容を精査し、令和7年4

月1日から本格運行に移行する方針であります。

なお、移行後においても随時見直し等を行いながら、さらなる利便性向上に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木村 博副議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金についてお答えいたします。

県内での学校給食費の無償化を最優先に、市町村が実施する子育て費用の無償化を支援するために県が交付するという事業であります。学校給食費無償化事業には10割、それ以外の子育て支援事業には8割充当することができます。

今回の補正予算において、この交付金を活用した事業というのは6つあります。まず1つ目は、学校給食費無償化事業です。学校給食費の質の向上等を図るために、給食費の単価を小中それぞれ引き上げ、その引上げ分に交付金を充当してまいります。また、市外から就学する児童生徒についても無償化の対象といたします。

2つ目は、2歳児保育料無償化事業です。課税世帯のうちの2歳児クラスの保育料を全額公費負担し、無償化するものです。

3つ目は、子供インフルエンザ予防接種費用助成事業です。生後6か月から18歳までの市民を対象に、インフルエンザ予防接種費用を一部助成するものであります。

4つ目は、放課後児童クラブ延長利用料助成事業です。放課後児童クラブの延長料金を助成するというものであります。

5つ目は、子供の歯科口腔保健対策強化事業です。歯科医療機関で行う小中学生のフッ化物歯面塗布無料受診券2回分を配付するものであります。

最後に、6つ目は、フッ化物洗口推進事業です。市内小中学校で週1回集団フッ化物洗口を行い、子供の虫歯等のリスクを軽減するものであります。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市内の熊出没状況についてお答えいたします。

近年の出没状況につきましては、令和3年度の目撃情報が1件、食害報告はゼロ件、令和4年度の目撃情報は3件、食害報告はゼロ件ですが、津軽自動車道付近で銃による駆除が1頭ございました。令和5年度の目撃情報は4件、食害報告はリンゴの食害が5件となっております。今年度の目撃情報は、現在のところ5件、食害報告はゼロ件となっております。いずれも人的被害はございませんでした。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、この次から一問一答に入らせていただきます。

まずは、ライドシェアについてでございます。このライドシェア、横文字なわけでございますけれども、ほとんど利用する方は65歳以上の高齢者、あるいは75歳以上の後期高齢者なわけです。まず、このライドシェアとは何かお聞きいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 金木地域でのライドシェアの御質問でよろしかったでしょうか。お答えいたします。

金木地域で運行する自治体ライドシェアは、市町村や商工会などが運営主体となり、タクシー事業者のない地域の交通空白地域解消のために運行し、予約方法や支払い方法に制限なく運行できる制度となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、このライドシェア、一般のタクシーの業者との違いはどうか、お伺いします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 タクシー事業者が運営している日本版ライドシェアというものがあります。これは、タクシー不足解消のため、金曜日と土曜日の午後4時から翌朝の午前5時までと限定し運行するものであります。

また、スマートフォンでの配車アプリで予約し、支払い方法もキャッシュレスのみで運行される制度となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、今まで利用しておりました予約型乗合タクシーとの違いは何ですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

現在予約型乗合タクシーは週2日運行しております、今後自治体ライドシェアにおきましては、平日ではありますが、週5日の運行となります。料金も、予約型乗合タクシーは一律300円でありましたけれども、実証運行するライドシェアにおいては市民が500円、市外在住者が1,000円ということで実行していきたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ一番気をつけなければならないのは、やはりライドシェア導入ということで、一般の市民、利用者にとってはタクシーと、タクシー代わりに使うんだという、こういう感覚があるわけです。その辺は、確かに印刷物でもって、一度は広

報と一緒に配布にはなっておりますけれども、その辺の違いをはっきりしてもらわないと、これ初めから利用者というのが伸びないというか、不安だと思いますし、またいろいろトラブルも起きるかと思しますので、この辺は今までの予約型乗合タクシー、そして一般のタクシーとの違い、これははっきりとやっぱりお示ししていただきたいと、こう思います。

次に、運行開始日が10月1日なわけでありましてけれども、市民の周知、これはどのような形で行っておりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 答えいたします。

今後におきまして、9月20日に金木全域で住民説明会及び乗り方教室を金木総合支所で行いたいと思っております。なお、8月23日発行の広報9月号に、金木地域に限定しておりますが、チラシを折り込み、利用方法、運行時間、乗降可能場所、運賃、それから会員登録などについて記載し、案内しております。

また、利用方法や予約方法、乗り方教室などにおいても、先ほど申し上げたとおり、総合支所で9月20日に説明会を行い、9月27日に喜良市と嘉瀬地区の両コミュニティセンター、それから9月30日に蒔田コミュニティ消防センターと、それから川倉ふれあいセンターで乗り方教室等、説明する予定となっております。

さらに、9月25日発行の広報10月号と併せて、運行に関する詳細なパンフレット等を配布し、周知に努めてまいり所存です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 確かに今のこの説明について、9月20日では金木総合支所と、あとその他については喜良市、嘉瀬、蒔田のほうで開くと、これは大変いいことだと思います。私、このチラシ見ておりますと、金木総合支所の1か所だけだと思ったんです。結局そうなれば、金木総合支所の1か所だけだと、やはり足がない人がこの場所へたどり着くことができません。それでもって、後からの補足ではございましたけれども、各地域で説明会を開くと。これは、私は足のない人にとっては大変助かるかと思えます。その点よろしく願います。

また、説明会におかれましては、書いた文章をただ読むんじゃなくて、やはりかみ砕いて、私がさっき言ったとおり75歳以上の後期高齢者が多分中心だと思いますので、その人たちに分かるような説明じゃなければ駄目だと思います。本人、説明する側が分かっているけど、相手側が分かっていないようじゃ開いた意味もないので、ある程度その対象者に合わせた説明をするというのもまた心がけてほしいなと、こう思います。

そして、先ほど9月25日発行の広報10月号で、いろいろ会員登録の申請書、あるいはライドシェアの使い方、この詳細なことが書いてあるということでございましたけれども、これ10月1日にやるのに9月25日に発行、これ多分一般の市民は町内会長を通していけば、すぐやっても9月の25か26日の配布になります。ちょっと遅れた町内会長においては、これ10月にずれ込むことも考えられると思います、その点。

あとそれから、会員の登録には9月中旬をめどに申請書の受理後、会員証を届けるとありますけれども、この会員証がなければライドシェア、これ利用できないわけです。それなのに9月25日に市民に知らせて、それから10月1日の開始と。しかも、その会員証ここへ届くのが1週間から2週間かかると。これ10月にずれ込むんじゃないですか。全くもってアウトじゃないですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 まず、9月25日発行の遅いんじゃないかという件につきましてお答えいたします。

9月20日、27日、30日、一応このときには対面で、易しく説明をする予定としております。今回初めての試みのライドシェアということに対しても、まだ完全な周知はできておりませんので、その点に関しては随時対面で説明を行いたいと思います。

それから、会員証についてでありますけれども、9月20日、このときに申請を受付いたします。会員証自体は後になりますけれども、その件に関しては乗る、利用する際に確認を取りまして乗ることができますので、そこのところは大丈夫かと思えます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 もう一度伺います。会員証がなければ、このライドシェアは使用というか、使うことはできませんか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 会員証があれば、自宅からでも乗り降り可能ということになりますけれども、会員証は受付して即時発行ということにはちょっとできませんので、その点は御了承いただきたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 そうであれば、やはり会員証が本人の手元に申請してから届くまでに1週間、2週間というタイムラグ、時間があるわけですから、この辺は広報の周知よりも、何らかの形で強く使う利用者にアピールと言えればいいか、知らせてあげねば、やっぱりここでもまた戸惑うとか、つまずきの原因になりますので、この辺は再度庁内で御議論願いたいと思います。

あとそれでは、まずこのシミュレーション、当日でも使うことができるということで、当日電話をします。当日電話をしたら、すぐライドシェアの車は自宅のほうに来ることになりますか。それとも、ある程度何人かそろわないうち、1回目かけた人を20分なり30分なり待たせると、そういうことになりますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

1台で運行しておりますので、たまたまもう予約されて、運行中に電話予約なり申込みされた方には、何分頃になりますということをお伝えすることとなっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 その辺の確認が大事なんです。普通呼んで、すぐ来るんであって、せば今入っていますんで、金木まで行くんで、あなたの自宅にはもう30分後と、そうやった場合相乗りもできないし、全く効率が悪い結果になりませんか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

急用であれば別ですけれども、もし事前に分かるのであれば、前日の申請をしていただいて、当日であれば、1台の運行中で遠くにいる場合は10分、20分お待ちいただくよう御説明いたしまして、運行の実証にこぎ着けたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 やっぱり効率性を考えるのであれば、例えば9時、9時半、30分ごとに刻むか、また利用者が多い場合は20分ごとに刻むか、そういうようなことをやらなければ、一々電話がかかってくるのにその場、その場で対応しているんじゃない、利用する側はいいです。なければすぐ使うことができるんで、それはいいですけれども、次にまた多く使う人であれば、なかなかその辺の待ち時間も多くなるし、その辺はやる前から私は工夫が必要だと思っておりますので、その点も一つ頭の中に入れておいたらと、こう思っております。

そして、もう一点は、ミーティングポイントです。これ乗降場所、乗ったり降りたりする場所でございますけれども、これを見ますとやはりかなぎ病院、金木駅、ショッピングセンターのノア、公共施設、いわゆる総合支所、メロス、川倉の湯っことありますけれども、やはり買物をメインとして使用するわけでありますから、ノアも確かに買物へ行けますけれども、そのほか金木地域の中にはハッピー・ドラッグもあります。薬王堂、サンデー、そして中谷食品、そしてマエダも今建設中でございますので、もう少しでマエダもオープンになるかと思っております。これら等の、やはり食品売っているこの場も

一つのミーティングポイント、これは考えてほしいなど、こう思っております。

あとそれから、帰りの呼ぶ際でございますけれども、もし買物して呼ぶと、ライドシェアの車を呼ぶとなった場合は、今示されたミーティングポイントでなければ駄目ですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 ミーティングポイントについてお答えいたします。

自宅からはどこのミーティングポイントにも行けることはありますけれども、現在いるそばにあるミーティングポイントを利用して、近い場所を利用して呼ぶことは可能でありますので、そちらを利用していただきたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 ここで一番問題になるのが、多分75歳以上の高齢者は、携帯電話を持っているのは半分ぐらいだと思います。半々だと思います。もし携帯電話のない方は、今公衆電話もなくなってきております。少なくなってきたので、帰りもし呼ぶ場合においては、呼ぶ手段がまずないと私思います。初めから何時頃までどこさ来てくださいという予約取ればいいんですけども、帰りの予約の仕方、この辺もやはり重要ポイントとして頭に入れて、改善の余地があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今周知の説明いろいろやると、各町内でもやると、地区でもやるということがございましたけれども、やはりやったばかり、あとは使ってから2か月、3か月後に、もう一度同じ場所で聞き取りを行ってほしいなと思います。やはり自分で使ってみて初めてよさも分かるし、また悪いところも分かるかと思っておりますので、周知して、もう発車したからいいんじゃないかと、やはりどうせやるんだらよりよいものを提供したいし、また利用者としてもお金も払うんですから、ある程度今までより楽な感じでなければ、お金払った意味というか、そういうこともなくなると思っていますので、一つ、2か月、3か月後、利用者がある程度利用した後でどういうことが出てくるのか、その説明会をお願いしたいと、こう思います。

あとそれから、ライドシェアは終わりますけれども、関連して弘南バス、小泊線の件でありますけれども、これも一緒にライドシェアのチラシと一緒に入ってきたわけですが、このたびICカード、MegoICAを活用して、全便が100円で利用可能ということで、大変これは利用する方にとっては便利になりました。私も当初から、やはり一々金木の総合支所さいわゆる利用券をまた取りに行ったりなんかして、足のない人にそういういろんなことは駄目だと、やっぱり1年に1回ぐらい手続して、1年に1回



で何か使えるようなそういうものないですかと今まで質問してきたわけでありましてけれども、今回それがかなって大変ありがたく思っております。都市・交通課の外崎課長をはじめ担当職員の皆さん、大変お世話になりました。また、弘南バスのほうも大変憂慮をいただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。今後とも利用者に寄り添った質の高いサービスをするよう、またよろしくお願ひしたいと思います。以上をもちまして、ライドシェアに関しては質問を終わりたいと思います。

次に、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金充当事業についてでございますけれども、これは6事業があるということで説明を受けました。2つ目の2歳児以下の保育料について少し掘り下げていきたいと思ひます。今回は2歳児のみの保育料の無償化ということでございましたけれども、それでは1歳児、ゼロ歳児についての無償化、今後の見通しについてお伺ひいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

現在教育、保育施設に入所している3歳から5歳児クラスの保育料につきましては、既に国の施策により令和元年10月より無償化されてございます。当市においては、2歳児クラスの児童について、市内在住の2歳児全体の約9割の児童が教育、保育施設に入所していること、また国の施策、いわゆる3歳以上の無償ですけれども、その連続性を持たせることができることから、2歳児クラスを無償化の対象とするものでございます。ゼロ歳、1歳については、今のところ検討はされていない状況です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 1歳児、ゼロ歳児は、今のところ検討の中に入っていないということではございましたけれども、それでは2歳児のみで一般財源の半年で420万円というのも計上しておりますけれども、それではゼロ歳児から2歳児の保育料を半額とした場合、一般財源からの持ち出しは半年でどのぐらいになりますか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えいたします。

ゼロ歳から2歳児の保育料を半額にした場合でございます。半年ということですので、半年で事業費といいますか、経費とすれば2,419万円になります。交付金が8割ですので、交付金が1,935万円、市の持ち出しが484万円ということになります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、2歳児のみは一般財源から半年で420万円、ゼロから2歳児の保育料を、これを半額とした場合は480万円ちょっと、60万円ぐらいの違いがある

わけですけれども、そう違いが、差額がないわけでありますが、これ今ゼロ歳から1歳児の保育料が無償になるのが想定できないのであれば、私はゼロから2歳、これは一つの固まりとして一律半額助成して、今後の持続性を持ったほうが、私は対象者にしても不公平感がないような感じがするわけですけれども、いつまでもゼロ歳児、1歳児さ手かけるか分からない状態でしょう。そうなった場合は、幾らかでも不公平感が生まれますので、やはりここはゼロ歳、1歳、2歳児と分けるんじゃないかと、確かに来年、再来年やるというのであれば、分けても私はいいかと思えますけれども、やるのが想定できないのであれば、ゼロ歳から2歳児、これを半額にした場合、420万円と480万円、そう差がないわけでありますから、ゼロ歳児からやっぱり半額の保育料ということで進めてみてはどうなんですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 答えいたします。

本事業につきましては、県の制度設計の動向を注視しながら、市としては有効性を考慮しつつ、継続する事業ということで、このたび2歳児の無償化ということを選択したところでございます。

補足で申し上げますけれども、ゼロ歳児、1歳児クラスの児童については、昨今の育児休業の取得率の高まりとともに、主に満1歳を過ぎてからの入所が増えている状況でございまして。また、保育料につきましては、対象児童の約6割が第2子の半額、あるいは第3子の無償などにより既に軽減されているという状況もありますので、そういったこともありますので、今の今年度に関しては2歳児ということを選択したわけでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 ここに形では出てくるお金だけではない、いろいろなことを加味して2歳児ということになったのは分かりましたので、この辺もやはりこれからゼロ歳児、1歳児を持った人たちの声を私も聞きながら、また質問ができれば質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この件に関しては、これで終わりたいと思っております。

最後に、3番目の鳥獣の駆除についてでございます。今市内でも熊の目撃情報があったという部長の説明がございました。先般五所川原農林高校の玉井校長ともちょっと一緒になりまして、挨拶の中で、五所川原農林高校でも施設の中で子熊の死骸があったというわけがございました。それで、いつ通学路あるいは生活圏内に熊が出るかということとは、これはやはり想定できないわけでありますが、そのためにはやはり準備を

しておくということが私は大切だと、こう思っております。

それでは、市街地に、人間が生活する生活圏内の中において、熊が出没した際の対応についてお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市街地に熊が出没した際の対応についてお答えいたします。

市民等から目撃情報が入った際は、地元猟友会メンバーで構成する五所川原市鳥獣被害対策実施隊に対して周辺のパトロールを指示し、緊急捕獲に備え、警察と情報の共有を図ります。また、消防本部やJAなど、関係機関への情報提供のほか、市の関係課を経由して近隣の保育施設や各学校に対して注意喚起しているところです。

また、市ホームページ、ごしょLINEによる周知、FMごしょがわらへの放送依頼、記者会への情報提供により広く周知しているほか、広報車等による注意喚起を行い、人的被害を未然に防ぐ対応を取っております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 相手は自然の動物でございますので、いつ出没するか分かりません。土日、祝日といった役所が休日の際に、これ機能果たせますか。その辺の対応についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 役所が休日の場合でも連絡体制を整えておりますので、対応は可能と考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 そのこのところをきちんと確認の上、抜かりのないようお願いしたいと、こう思います。

それでは、緊急の捕獲、駆除についてでございますけれども、猟友会の人たちがまず駆除するために現場行った場合、すぐ発砲できますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 緊急捕獲についてお答えいたします。

近年、全国的に市街地への熊出没が相次いでおり、人的被害も発生しているものの、現行の法律では住宅が密集する地域や公共施設周辺など、銃による駆除が原則として禁じられており、猟友会が駆除できるのは、現場にいる警察官が特例的に発砲を命じた場合に限られています。

環境省の専門家検討会では、近年の被害増加を踏まえ、現場に警察官がいない場合に

においても、市街地での銃による駆除が可能となる要件を条件付で緩和する対応方針をまとめ、今後法律が改正される見通しとなっています。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、先ほどの答弁で、津軽自動車道の付近で銃による駆除が行われたとありましたけれども、この際に発砲して駆除に至るまでの経緯、手順ですか、どのようなことになるか、もし手元があればお伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 令和4年6月17日、市民から津軽道に上ろうとしている熊らしき動物がいると猟友会に通報が入り、その後猟友会から市のほうに連絡が入り、猟友会と合流し熊であることを確認し、警察に通報いたしました。到着後、警察の指示を仰ぎ、警察の許可後に発砲し、駆除をいたしました。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今うちほうの金木でもそうなんですけれども、金木警察署じゃなくて金木交番なんです。警察官そのものがある程度人数、署員も減っているわけでございます。こういうふうに警察官がいなきゃ、発砲を命じなければ駆除はできないと、こういうんであれば、もし警察官がいなくて、そういう場合だったらどうのような対応になりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 すみません、先ほどの津軽道の件については、警察官の許可がなくても、市の許可で対応は可能ということになっております。といいますのは、公道上での発砲は銃刀法で禁じられておりますが、有害鳥獣の駆除の場合は、市の許可で公道での発砲を許可した場合は発砲が可能となっています。あくまでも警察の命令がなければならぬのは、住居が集中している地域や公共施設の周辺であります。ですので、公道上での発砲については、市が例えば付近の住民がいないことの確認を徹底した上、発砲を許可することは可能と考えています。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今の市で認める公道とは一体どういう道路ですか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 公道とは、一般的に考えて不特定多数の者の通行が自由な道路、そ

れを公道と考えています。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これうちほうは、公道で発砲することをあの文章に明記していないんじゃないですか。公道といたら、例えば農道あるいは作業道とか、そういう一般の道路ございますけれども、うちほうは公道の中に林道とか農道は含まれていないんじゃないですか。含まれていますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 公道につきましては、林道、農道も含まれていると考えています。公道が明記されていないといいますのは、一般の有害鳥獣の駆除に関しては、冬期間以外は原則として公道での発砲を許可していないということです。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ公道……いいです。公道は、そうすると警察官がいなくても、市の職員が立ち会った場合は駆除ができるということで理解してよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市の職員が立ち会うということではなく、あらかじめ市のほうに連絡をいただいて、市長名で許可を出します。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私は何でしつこく聞くかといいますと、これ猟友会のメンバーから聞いたんですけれども、北海道で起こった事件なんですけれども、北海道で熊が出たと、そこで北海道の道庁の職員もいだと、警察官もいだと、市の担当の職員もいだと。そこで急だったもんで、すぐ道庁の職員、あるいは警察官も発砲せと、撃でと、撃ったわけです、猟友会の人。そうしましたら、撃ったときに、それをSNSとかいろんなのに上げたんでしょう、結局その場所を見たら公道なんです。それで、裁判でこの撃った人は猟銃取られたんです。そして、今も何かいろいろあるんですけれども、この辺考えれば、うちほうは公道から発砲しても大丈夫ですか、お伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今桑田議員がおっしゃった事案については承知しております。公道上での発砲が考えられる場合をあらかじめ市のほうで分かっているならば、公道上での発砲も、付近の住民に被害が及ばないことを条件として、発砲を許可することは考えられます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ猟友会のメンバーにしてみれば、何か困ったときは出たはん

ですぐ獵友会、獵友会と、最後の責任まで今度は獵友会でしょう。そんなら今獵友会のメンバーというのは、若い人が全然入ってこないで、年行った人ばかりで、なかなか駆除が各市さ分かれていれば、なかなか獵友会のメンバーがいないということで大変問題になっております。なので、その辺はきちっと獵友会の総会なりなんかに行って明記して、お互いわだかまりのないような状態にしなければ、獵友会の人たちは駆除を頼みますよと言ったって、なかなかうん、はいとは来ない状況だと思いますので、その辺法律あるいはルールにのっとった、この辺のことはうやむやにしないで、はっきりと撃てる場所はどこなんだと、そういうふうなのをあらかじめもう一度をお互い確認を取っていただきたいと、こう思います。

以上、私からの質問を終わりたいと思います。

どうも御答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時21分 散会



令和6年五所川原市議会第6回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

令和6年9月4日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）  
第 2 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）  
第 3 議案第 78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第109号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまで
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（20名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	17番 桑田哲明 議員
18番 鳴海初男 議員	20番 木村 博 議員
21番 伊藤永慈 議員	22番 山口孝夫 議員

---

◎欠席議員（1名）

19番 山田善治 議員

---

◎説明のため出席した者（25名）

市 長 佐々木 孝 昌  
総務部長 長谷川 哲



財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
教 育 総 務 課 長	須 藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 議事に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 議案第112号及び

日程第2 議案第113号並びに

日程第3 議案第78号から議案第109号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）及び日程第2、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第112号は、令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）であります。公の施設の指定管理者の指定に係る債務負担行為を新たに設定するものであります。

議案第113号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○木村清一議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第3、議案第78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第109号 つがる西

北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの32件を加えた34件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）及び議案第78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第98号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの22件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました22件を除く12件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明5日及び6日の両日並びに9日から11日までの都合5日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、7日及び8日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は12日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時07分 散会

令和6年五所川原市議会第6回定例会会議録（第5号）

---

◎議事日程

令和6年9月12日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 99号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第 2 議案第100号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第 3 議案第109号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北  
五広域連合規約の変更について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 4 議案第101号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第 5 議案第102号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第 6 議案第105号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第106号 西北五環境整備事務組合の解散について
- 第 8 議案第107号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第 9 議案第108号 西北五環境整備事務組合規約の変更について
- 第10 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと  
交流圏民センター）  
(民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第11 議案第103号 市道路線の認定について
- 第12 議案第104号 市道路線の認定について  
(経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第 78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 79号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 第15 議案第 80号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会  
計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 81号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会  
計歳入歳出決算の認定について

- 第17 議案第 82号 令和5年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 83号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 84号 令和5年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 85号 令和5年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第 86号 令和5年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第 87号 令和5年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第 88号 令和5年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第 89号 令和5年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第 90号 令和5年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 議案第 91号 令和5年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 議案第 92号 令和5年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第28 議案第 93号 令和5年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第29 議案第 94号 令和5年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第30 議案第 95号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第 96号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第 97号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第 98号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第 112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）

第35 議員派遣の件

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（25名）

市	長	佐々木	孝昌
総務部	長	長谷川	哲
財政部	長	鎌田	寿
民生部	長	三橋	大輔
福祉部	長	片山	善一朗
経済部	長	川浪	治
建設部	長	赤城	一
上下水道部	長	平野	聡史
会計管理者		中谷	吉範
教育部	長	原	真紀

教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

---

○木村清一議長 議事に入る前に、教育長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

教育長。

○原 真紀教育長 一登壇一

本会議の場で謝罪の機会を与えていただき、議員の皆様には厚くお礼申し上げます。

去る9月5日の予算決算特別委員会で御指摘を賜りました、本定例会に上程しているフッ化物洗口事業の予算議決前に、小中学校の保護者に対し、同事業を実施する旨を通知したことは議会軽視にほかなりません。今後このようなことが二度と起こらないよう、私自身が先頭に立って、教育委員会内で意識の徹底を図ってまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

---

◎日程第1 議案第 99号から

日程第3 議案第109号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第99号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第3、議案第109号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。それでは、令和6年第6回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案3件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について



て御報告いたします。

初めに、議案第99号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件はコミュニティセンター栄の建て替えに伴い、所在地を変更するため議決を求めるものであるとの説明に対し、新たな場所はどの辺りか、駐車場は何台分あるのか、移転前のコミュニティセンターはどうなるのかとの質疑があり、元の広田格納庫の辺りである。身障者用を含め19台である。建物を解体し、敷地を更地にして売却を考えているが、現段階では未定である。駐車場に関しては引き続き利用する予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は老朽化が著しい毘沙門集会所を解体するため、毘沙門集会所の項を条例から削るものであり、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、今後集会所全体をどうしていくのか、集会所で行われている実態を把握しているのか、施設マネジメントの計画はいつ答えが出るのかとの質疑があり、集会所は徐々に減らす予定である。実態の把握はできていなかった。今後は、利用時、目的や人数を記載してもらい、把握に努める。特段事情がないものは、今年度中に答えを出す予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件は西北五環境整備事務組合を解散し、つがる西北五広域連合に事務を承継するため、広域連合の処理する事務に、し尿処理及びごみ処理に係る事務、新ごみ処理施設の設置を加えるほか、事務所の設置を布屋町41番地1に変更するため議決を求めるものであるとの説明に対し、広域連合で複数の事務を処理することにより、分かりにくくなるのではないかと、ごみや病院等の負担割合はどうなるのか、つがる西北五広域連合への事務の承継は鯹ヶ沢町と深浦町が加入することが理由かとの質疑があり、総務部門は1つになるが、病院、ごみの業務はそれぞれで管理される。負担割合は協定書で定めていくが、ごみに関しては新たな施設ができるまでは現在の割合のままである。法務、会計、議会等、重複している事務があり、そちらの合理化を図るとともに、新たな施設建設に向けて、組織体制の強化を目指すものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第 4 議案第101号から

日程第10 議案第113号まで

○木村清一議長 次に、日程第4、議案第101号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案7件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第101号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件はマイナンバー法等の一部改正により国民健康保険法も改正となり、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものである等の説明があり、現在使用中の被保険者証の有効期限について、マイナ保険証を持っていない人の被保険者証に代わるものについて、マイナンバーカードと被保険者証のひもづけ方法について等の質疑に対し、現在使用中の被保険者証の有効期限は令和7年7月31日である。令和7年8月1日からは、資格確認書で医療機関を受診することとなる。ひもづけ方法は、市民課窓口、マイナポータルやセブン銀行等で行うことができる等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は令和7年4月より三好小学校を五所川原小学校に統合し、三好小

学校を令和6年度で閉校とするため、五所川原市立学校設置条例の一部を改正するものである等の説明があり、閉校後の教育財産について、三好小学校の体育館を学校開放事業で利用している団体への対応について等の質疑に対し、閉校後、設備等の移設を行ってから普通財産へ移管となる。小学校統合後は、ほかの市内小中学校の体育館での利用を説明している等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本件はマイナンバー法等の一部改正により青森県後期高齢者医療広域連合規約の改正が必要となり、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、一括議題とした議案第106号 西北五環境整備事務組合の解散についてから議案第108号 西北五環境整備事務組合規約の変更についてまでの3件についてであります。本件は令和7年3月31日で西北五環境整備事務組合を解散し、令和7年4月1日からつがる西北五広域連合に事務を承継することにより事務の合理化を図るとともに、より効果的、効率的で持続可能な圏域による組織体制の強化を目指すものである等の説明があり、西北五環境整備事務組合の管理者等について、事務承継後のつがる西北五広域連合の議員の人数について等の質疑に対し、西北五環境整備事務組合の管理者等は解散の日で失職するものである。つがる西北五広域連合の議員の人数は規約によることとなる等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和7年4月1日から3年間、五所川原市ふるさと交流圏民センターの指定管理者として株式会社五所川原エフエムを指定するものである等の説明があり、指定管理者選定委員会での審査方法について、評点の公表について、現在の職員の待遇について等の質疑に対し、審査方法は書類審査及び申請者からのヒアリング等を行っている。議決後、市役所ホームページで指定管理者名、応募団体の評点のみが公表される。現在の職員の待遇については、今後の指定管理者の判断となる等の答弁がありましたが、現在の職員がそのまま採用されない場合は管理運営に不安があるなどの意見があり、採決の結果、賛成少数となったため否決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第113号に対する賛成討論の通告がありますので、発言を許可します。

1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 一登壇一

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についての原案に対して賛成討論を行います。

選定の決め手となったのは、自主事業の拡充という点であり、妥当性はあると考えますが、現在の指定管理者の下で働いている職員は離職することになります。現在の指定管理者と関連会社、合わせて8人の雇用があるということです。新たな指定管理者による離職者の再雇用の推進や離職者の早期再就職の支援を市が率先して行うことを求めます。議案第113号には賛成ながら、指定管理者に伴う離職者への心ある支援を求めます。

また、新たな指定管理者には、今後の五所川原のまちづくりにおける中心的役割の一翼を担うことを大いに期待しています。

討論を終わります。

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第101号から議案第108号までの6件は原案可決、議案第113号は否決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第113号に対する賛成討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

念のため申し上げます。

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について、原案どおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成12票

反対8票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案どおり可決することに決しました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

---

議案第113号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
17番 桑田哲明議員	18番 鳴海初男議員
19番 山田善治議員	20番 木村博議員
21番 伊藤永慈議員	22番 山口孝夫議員

否とする議員の氏名

2番 和田祐治議員	3番 伊藤雅輝議員
5番 高橋美奈議員	11番 松本和春議員
12番 成田和美議員	13番 外崎英継議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員

---

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く6件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く6件については、委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第11 議案第103号及び

日程第12 議案第104号

○木村清一議長 次に、日程第11、議案第103号 市道路線の認定について及び日程第12、

議案第104号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○木村慶憲経済建設常任委員長 一登壇一

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第103号 市道路線の認定についてであります。この路線は若葉1丁目地内においての宅地造成に伴い、令和6年7月16日付で寄附申出書が提出されたもので、市道認定の要件を満たすものと認められることから認定をするものであるとの説明に対し、アスファルト舗装の厚さは何センチメートルか、舗装の検査は誰が何か所検査しているのか、袋地状の道路だと除雪作業が大変ではないかとの質疑があり、アスファルト舗装は7センチメートルである。舗装の検査は、3か所ほどコアを抜いたものを土木課職員が検査している。雪捨場は確保しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 市道路線の認定についてであります。この路線は唐笠柳字藤巻地内においての宅地造成に伴い、令和6年8月2日付で寄附申出書が提出されたもので、市道認定の要件を満たすものと認められることから認定をするものであるとの説明に対し、道路延長の基準はあるのか、元の地目は田なのか、農業委員会や土地改良区への許可はどうなっているのかとの質疑があり、袋地状の道路であれば30メートル以上である。元の地目は田であり、農業委員会等への届出及び許可等は開発した業者が行っているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第 78号から

日程第34 議案第112号まで

○木村清一議長 次に、日程第13、議案第78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第34、議案第112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）までの22件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○藤森真悦予算決算特別委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和6年第6回定例会予算決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る4日の本会議において設置されました予算決算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、藤森真悦が、副委員長に伊藤雅輝委員が選任され、5日に付託されました議案22件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑は、タブレット端末に配信しております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げます。

初めに、議案第78号 令和5年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第91号 令和5年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまで及び議案第93号 令和5年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について並びに議案第94号 令和5年度五所川原市下水道事業会計決算の認定についての15件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第92号 令和5年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

1号)から議案第98号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)まで及び議案第112号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)についての4件は、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第78号から議案第91号まで及び議案第93号並びに議案第94号の16件は認定、議案第92号は原案可決及び認定、議案第95号から議案第112号までの5件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第35 議員派遣の件

○木村清一議長 次に、日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元のタブレット端末に配信しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、配信しておりますとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更を要するときは、その措置を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣について変更を要するときは、その措置を議長に一任いただくことに決しました。

以上をもって今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

---



◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和6年第6回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、藤森予算決算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本定例会で認定いただいた令和5年度一般会計歳入歳出決算は、約20億円の黒字決算となっており、引き続き適正な財政運営に努めていくほか、審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、今年は災害に見舞われることなく、無事に出来秋を迎えられそうなことを大変うれしく思っております。これは、農家の皆様のたゆまぬ努力と情熱のたまものであり、心より感謝を申し上げます。今後も地域の農業を支えるため、農家の皆様が安心して農業に取り組める環境を整え、豊かな実りを共に享受できるよう、引き続き力を尽くしてまいる所存であります。

さらに、県の子育て支援交付金を活用した新たな事業にも力を入れてまいります。子育て世代の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、保護者の負担軽減に資する具体的な施策を展開してまいります。五所川原市の未来を担う子供たちのために、そして農家の方々の経営安定と地域農業の発展を支援するために、様々な施策を推進してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、秋の気配が漂い始め、朝夕めっきり涼しくなってきました。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和6年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月12日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 桑 田 哲 明

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 山 田 善 治

